

平成20年度

# 市税概要

寝屋川市

# 目 次

## I 寝屋川市の概要

1	市の概要	1
2	市の沿革	1
3	人口・世帯	2
	図1 人口の推移	2
	図2 世帯数の推移	2

## II 財政

1	平成19年度一般会計予算並びに決算額	3
	図3 平成19年度一般会計歳入・歳出決算額の構成	4
	図4 一般会計歳入総額に占める市税収入の割合	5
2	一般会計歳入予算額年度別比較	6
3	一般会計歳入決算額年度別比較	6
4	一般会計歳出予算額年度別比較	7
5	一般会計歳出決算額年度別比較	7

## III 市税総括

1	市税収入等の年度別比較	8
	図5 市税調定額及び収入額の推移	8
2	市税調定額及び収入額の年度別比較	9
	図6 市税調定額の構成	10
3	1人あたり、1世帯あたりの市税収入額	11

## IV 市民税

1	個人市民税	12
(1)	納税義務者数の年度別比較	12
	図7 平成19年度納税義務者数及び調定額の構成	12
(2)	特別徴収義務者数の年度別比較	13
(3)	調定額の年度別比較	13
(4)	納税義務者1人あたり調定額の年度別比較	13
(5)	所得者別市民税負担額の年度別比較	14
(6)	所得者（所得割を納める者）別所得金額等の年度別比較	15
(7)	平成20年度課税標準段階別総所得金額及び所得割額	16
	図8 平成20年度課税標準段階別所得割額等の構成	17

2	法人市民税	18
(1)	法人数の年度別比較	18
	図9 資本金別法人数の推移	18
	図10 分類（分割・単独）別法人数の推移	18
(2)	平成19年度決算期別法人数	19
(3)	平成19年度申告法人の内訳	19
(4)	平成19年度月別調定額	20
(5)	月別調定額の年度別比較	20
(6)	平成19年度業種別調定額の構成	21
	図11 平成19年度主要業種別法人数及び調定額の構成	21
(7)	業種別調定額の年度別比較	22

## V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1	固定資産税	23
(1)	納税義務者数の年度別比較	23
	図12 納税義務者数の推移	23
(2)	調定額の年度別比較	24
	図13 調定額の推移	24
(3)	土地	25
	図14 地目別評価面積の割合	26
(4)	家屋	27
	図15 平成20年度家屋床面積の増減	29
(5)	償却資産	30
(6)	交付金・納付金	30
2	都市計画税	31
(1)	調定額等の年度別比較	31
	図16 納税義務者数及び調定額の推移	31
3	特別土地保有税	32
(1)	一般分	32

## VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1	軽自動車税	33
(1)	平成20年度車種別課税台数及び調定額	33
	図17 平成20年度主要車種別課税台数及び調定額の構成	33
(2)	車種別課税台数及び調定額の年度別比較	34

2	市たばこ税	35
(1)	調定額等の年度別比較	35
(2)	月別消費本数の年度別比較	35
3	入湯税	36
(1)	月別調定額等の年度別比較	36

## VII 地方譲与税及び府交付金等

1	地方譲与税	37
(1)	自動車重量譲与税	37
(2)	地方道路譲与税	37
(3)	所得譲与税	37
2	府交付金等	38
(1)	利子割交付金	38
(2)	配当割交付金	38
(3)	株式等譲渡所得割交付金	38
(4)	地方消費税交付金	38
(5)	自動車取得税交付金	38
(6)	府民税徴収委託金	38

## VIII 徴収

	図18 徴収率の推移	39
1	歳出還付状況の年度別比較	40
2	前納報奨金交付額の年度別比較	40
	図19 前納報奨金交付額及び交付件数の推移	40

## IX その他

1	寝屋川市行政機構図	41
2	税務機構及び事務分掌	43
3	税務職員の年齢及び経験年数等	44
4	税務職員の手当	45
5	税務証明	46
(1)	税務に関する各種証明書	46
(2)	手数料収入額	47
6	徴税費の年度別比較	48

## ※ 税率の変遷

	市民税の税歴	49
	諸税の税歴	65

# I 寝屋川市の概要

## 1 市の概要

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心より 15 km、京都市域の中心より 35 km の距離にあります。

また、本市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市、摂津市に接し、南部は守口市、門真市、大東市及び四條畷市と、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

市の地勢は、東部丘陵地帯と西部平坦地帯の二つに大別され、丘陵地帯は生駒山系の一部をなし海拔約 50m です。平坦地帯は主として沖積層からなる海拔 2～3 m の平地です。

○ 市の広さ

面積	24.73 km <sup>2</sup>
東西	6.89 km
南北	7.22 km

## 2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、本市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部（旧北河内郡）は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に九個荘村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和 18 年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の 1 町 3 村をもって寝屋川町となり、昭和 26 年 5 月には人口約 3 万人で府内 16 番目の市として誕生しました。

こうした中で、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変ぼうを遂げました。

昭和 36 年には水本村と合併、その後昭和 40 年代にかけて大阪都市圏のベッドタウンとして年間に 2 万人という爆発的な人口増が続くなど、かつては肥よくな田園地帯で豊かな緑と水に恵まれた自然の風土はだんだんと少なくなり住宅や工場が立ち並ぶ過密都市としての様相が強く現れてきましたが、昭和 50 年代に入るとその傾向もややおさまり、人口約 25 万人の都市となりました。その後、急激な人口増加はとまり、ほぼ 24 万人で安定し、人口の社会移動も減少するとともに定住化の兆しを示し、こうしたなか、平成 13 年には、特例市に昇格すると共に市制施行 50 周年を迎えました。

### 3 人口・世帯 (各年1月1日現在、外国人登録を含む)

	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯あたりの人口 (人)	1平方* <sub>0</sub> あたりの人口密度 (人)	人口の前年比 (%)	平成16年を100とした場合の人口指数
16年	249,818	101,967	2.45	10,102	99.3	100.0
17年	248,318	102,658	2.42	10,041	99.4	99.4
18年	246,132	102,873	2.39	9,953	99.1	98.5
19年	244,914	103,654	2.36	9,904	99.5	98.0
20年	243,695	104,218	2.34	9,854	99.5	97.5

図1 人口の推移

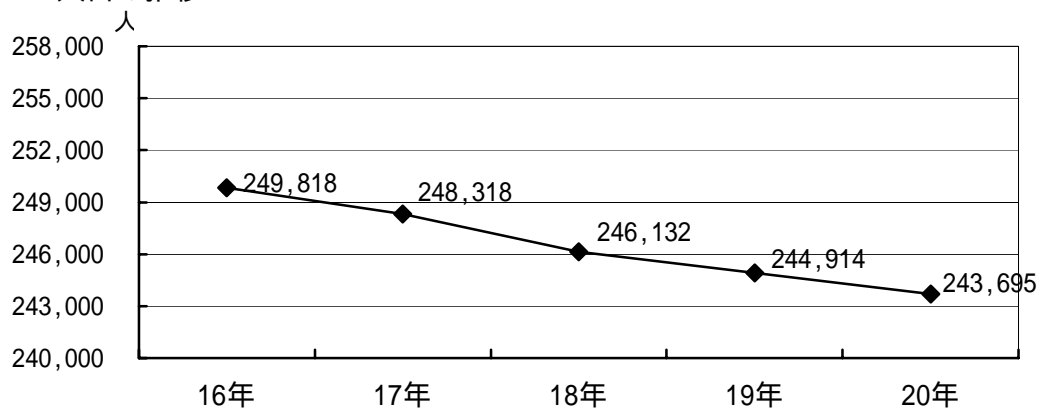
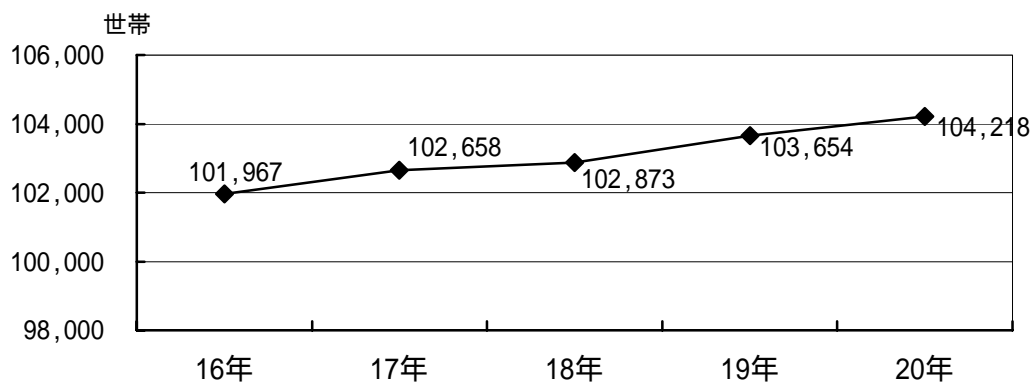


図2 世帯数の推移



# 財政

## 1 平成19年度一般会計予算並びに決算額

### (1) 歳入

(単位：千円、%)

款 別	予 算 額	決 算 額	対予算比率	決算額構成比
市 税	30,108,155	29,842,772	99.1	43.7
市 民 税	14,160,767	14,216,173	100.4	20.8
固 定 資 産 税	11,355,253	11,356,735	100.0	16.6
軽 自 動 車 税	177,651	173,721	97.8	0.3
市 た ば こ 税	1,552,813	1,540,732	99.2	2.3
特別土地保有税	294,150	0	0.0	0.0
入 湯 税	10,621	8,024	75.5	0.0
都 市 計 画 税	2,556,900	2,547,387	99.6	3.7
地 方 譲 与 税	492,000	452,726	92.0	0.7
利 子 割 交 付 金	228,000	226,725	99.4	0.3
配 当 割 交 付 金	128,000	200,664	156.8	0.3
株式等譲渡所得割交付金	98,000	122,392	124.9	0.2
地方消費税交付金	2,407,000	2,061,528	85.6	3.0
自動車取得税交付金	497,000	389,851	78.4	0.6
地方特例交付金	193,223	193,223	100.0	0.3
地 方 交 付 税	9,468,945	9,476,502	100.1	13.9
交通安全対策特別交付金	46,000	44,626	97.0	0.1
分担金及び負担金	999,377	968,647	96.9	1.4
使用料及び手数料	860,511	875,607	101.8	1.3
国 庫 支 出 金	10,844,650	10,289,631	94.9	15.1
府 支 出 金	4,423,358	4,265,634	96.4	6.2
財 産 収 入	40,299	50,651	125.7	0.1
寄 附 金	10,835	11,876	109.6	0.0
繰 入 金	1,315,064	600,083	45.6	0.9
繰 越 金	136,048	136,048	100.0	0.2
諸 収 入	3,085,010	3,173,733	102.9	4.6
市 債	5,138,800	4,865,400	94.7	7.1
計	70,520,275	68,248,319	96.8	100.0

### (2) 歳出

(単位：千円、%)

款 別	予 算 額	決 算 額	対予算比率	決算額構成比
議 会 費	574,956	555,899	96.7	0.8
総 務 費	7,526,034	7,313,599	97.2	10.8
民 生 費	28,806,463	27,944,268	97.0	41.1
衛 生 費	5,148,781	4,934,003	95.8	7.3
産 業 経 済 費	260,325	249,477	95.8	0.4
土 木 費	8,564,293	7,727,846	90.2	11.4
消 防 費	3,323,015	3,320,536	99.9	4.9
教 育 費	6,135,493	5,859,546	95.5	8.6
災 害 復 旧 費	50	0	0.0	0.0
公 債 費	7,294,188	7,221,930	99.0	10.6
諸 支 出 金	2,824,349	2,822,128	99.9	4.1
予 備 費	62,328	0	0.0	0.0
計	70,520,275	67,949,232	96.4	100.0

図3 平成19年度一般会計歳入・歳出決算額の構成

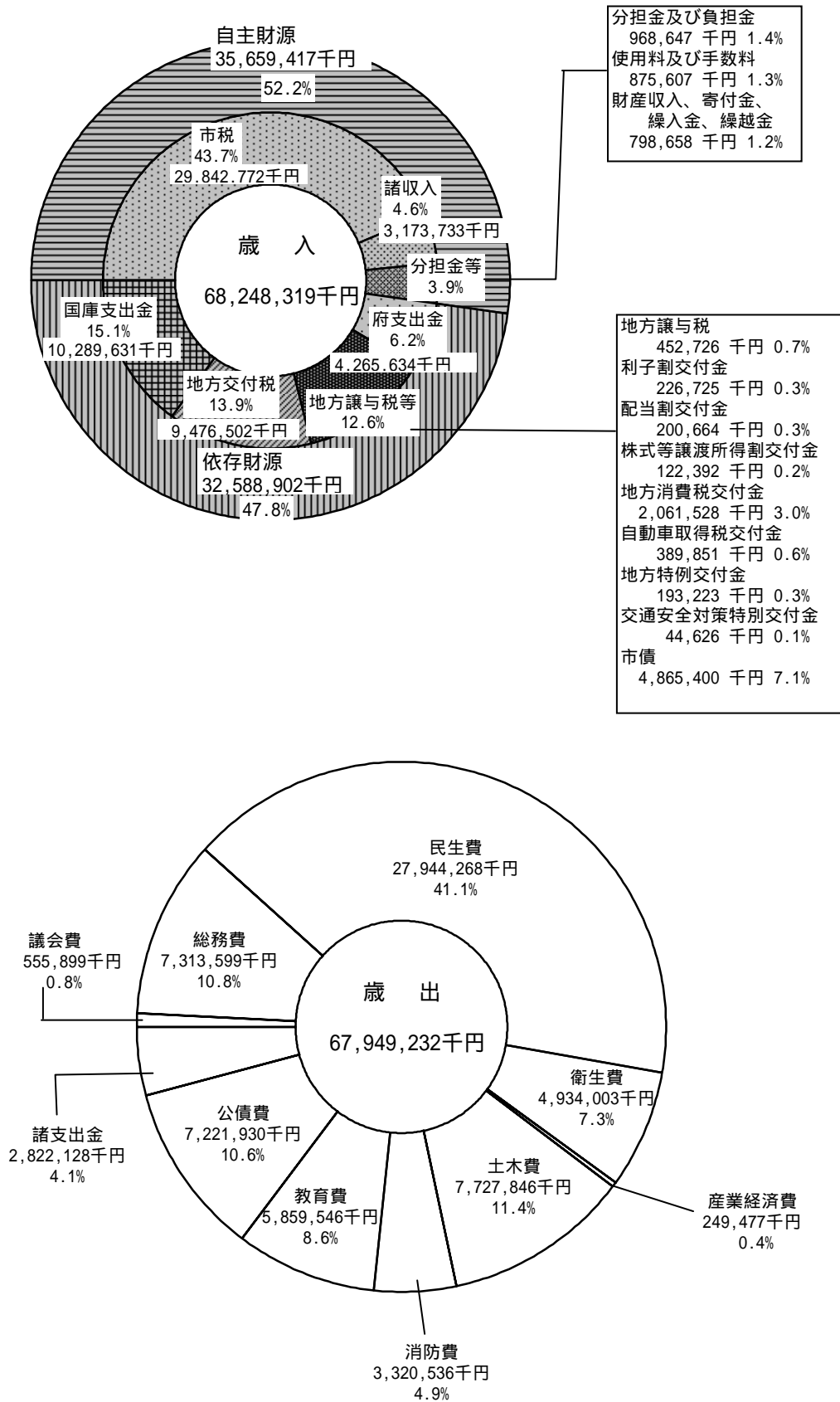
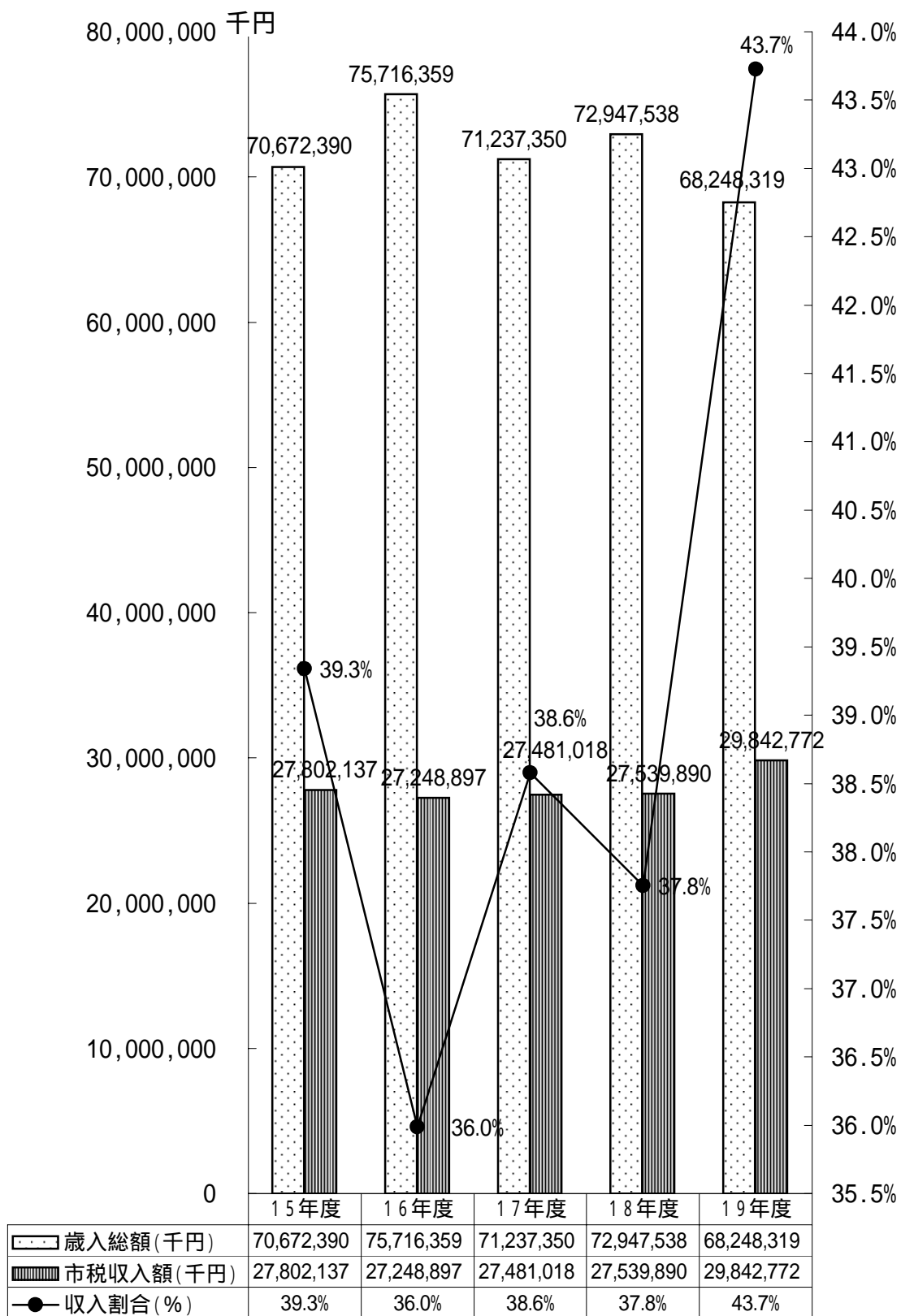




図4 一般会計歳入総額に占める市税収入の割合



## 2 一般会計歳入予算額年度別比較

(単位：千円、%)

款別	年度	17 年 度			18 年 度			19 年 度		
		予 算 額	前年比	構成比	予 算 額	前年比	構成比	予 算 額	前年比	構成比
市 税		27,620,067	97.4	37.7	28,565,834	103.4	37.8	30,108,155	105.4	42.7
地 方 譲 与 税		1,363,920	150.4	1.9	2,193,000	160.8	2.9	492,000	22.4	0.7
利 子 割 交 付 金		235,873	78.5	0.3	175,322	74.3	0.2	228,000	130.0	0.3
配 当 割 交 付 金		99,000	273.5	0.1	99,000	100.0	0.1	128,000	129.3	0.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		63,000	1,369.6	0.1	63,000	100.0	0.1	98,000	155.6	0.1
地 方 消 費 税 交 付 金		2,092,754	93.5	2.9	2,133,057	101.9	2.8	2,407,000	112.8	3.4
自 動 車 取 得 税 交 付 金		470,000	104.0	0.6	498,018	106.0	0.6	497,000	99.8	0.7
地 方 特 例 交 付 金		963,260	98.4	1.3	762,778	79.2	1.0	193,223	25.3	0.3
地 方 交 付 税		10,849,260	99.1	14.8	9,714,242	89.5	12.8	9,468,945	97.5	13.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		46,000	100.0	0.1	46,000	100.0	0.1	46,000	100.0	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金		900,873	100.6	1.2	986,666	109.5	1.3	999,377	101.3	1.4
使 用 料 及 び 手 数 料		1,112,739	99.5	1.5	738,340	66.4	1.0	860,511	116.5	1.2
国 庫 支 出 金		11,127,226	106.5	15.2	12,768,584	114.8	16.9	10,844,650	84.9	15.4
府 支 出 金		3,166,472	95.1	4.3	3,980,123	125.7	5.3	4,423,358	111.1	6.3
財 産 収 入		39,467	20.5	0.1	110,886	281.0	0.1	40,299	36.3	0.0
寄 附 金		15,328	528.7	0.0	3,363	21.9	0.0	10,835	322.2	0.0
繰 入 金		695,865	118.7	0.9	806,903	116.0	1.1	1,315,064	163.0	1.9
繰 越 金		59,669	97.8	0.1	8,294	13.9	0.0	136,048	1,640.3	0.2
諸 収 入		5,439,614	88.3	7.4	4,319,957	79.4	5.7	3,085,010	71.4	4.4
市 債		7,001,400	61.0	9.5	7,704,400	110.0	10.2	5,138,800	66.7	7.3
計		73,361,787	93.4	100.0	75,677,767	103.2	100.0	70,520,275	93.2	100.0

## 3 一般会計歳入決算額年度別比較

(単位：千円、%)

款別	年度	17 年 度			18 年 度			19 年 度		
		決 算 額	前年比	構成比	決 算 額	前年比	構成比	決 算 額	前年比	構成比
市 税		27,481,018	100.9	38.6	27,539,890	100.2	37.8	29,842,772	108.4	43.7
地 方 譲 与 税		1,363,908	150.4	1.9	2,143,344	157.1	3.0	452,726	21.1	0.7
利 子 割 交 付 金		235,873	78.5	0.3	175,322	74.3	0.2	226,725	129.3	0.3
配 当 割 交 付 金		128,370	165.0	0.2	181,630	141.5	0.2	200,664	110.5	0.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		158,249	246.7	0.2	142,210	89.9	0.2	122,392	86.1	0.2
地 方 消 費 税 交 付 金		2,089,076	92.2	2.9	2,133,057	102.1	2.9	2,061,528	96.6	3.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金		486,825	107.5	0.7	458,700	94.2	0.6	389,851	85.0	0.6
地 方 特 例 交 付 金		963,260	98.4	1.4	762,778	79.2	1.1	193,223	25.3	0.3
地 方 交 付 税		10,849,260	99.1	15.2	9,714,242	89.5	13.3	9,476,502	97.6	13.9
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		44,631	104.1	0.1	46,435	104.0	0.1	44,626	96.1	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金		918,282	107.5	1.3	956,239	104.1	1.3	968,647	101.3	1.4
使 用 料 及 び 手 数 料		1,048,788	102.4	1.5	699,492	66.7	1.0	875,607	125.2	1.3
国 庫 支 出 金		10,325,828	101.3	14.5	12,482,098	120.9	17.1	10,289,631	82.4	15.1
府 支 出 金		3,490,386	112.4	4.9	3,718,181	106.5	5.1	4,265,634	114.7	6.2
財 産 収 入		42,504	16.8	0.1	181,970	428.1	0.2	50,651	27.8	0.1
寄 附 金		14,264	698.9	0.0	1,212	8.5	0.0	11,876	979.9	0.0
繰 入 金		286,927	25.3	0.4	231,148	80.6	0.3	600,083	259.6	0.9
繰 越 金		59,668	97.8	0.1	8,294	13.9	0.0	136,048	1,640.3	0.2
諸 収 入		5,379,033	111.1	7.5	4,377,696	81.4	6.0	3,173,733	72.5	4.6
市 債		5,871,200	53.5	8.2	6,993,600	119.1	9.6	4,865,400	69.6	7.1
計		71,237,350	94.1	100.0	72,947,538	102.4	100.0	68,248,319	93.6	100.0

#### 4 一般会計歳出予算額年度別比較

(単位：千円、%)

款別	17 年 度			18 年 度			19 年 度		
	予 算 額	前年比	構成比	予 算 額	前年比	構成比	予 算 額	前年比	構成比
議 会 費	564,835	95.6	0.8	558,613	98.9	0.7	574,956	102.9	0.8
総 務 費	8,519,723	103.5	11.6	7,698,323	90.4	10.2	7,526,034	97.8	10.7
民 生 費	27,173,178	102.3	37.1	28,228,149	103.9	37.3	28,806,463	102.0	40.9
衛 生 費	6,390,298	103.3	8.7	5,521,861	86.4	7.3	5,148,781	93.2	7.3
産 業 経 済 費	430,583	123.1	0.6	283,025	65.7	0.4	260,325	92.0	0.4
土 木 費	11,395,407	107.7	15.5	13,668,307	119.9	18.1	8,564,293	62.7	12.1
消 防 費	3,217,312	94.7	4.4	3,210,130	99.8	4.2	3,323,015	103.5	4.7
教 育 費	6,333,822	91.0	8.6	6,756,014	106.7	8.9	6,135,493	90.8	8.7
災 害 復 旧 費	50	100.0	0.0	50	100.0	0.0	50	100.0	0.0
公 債 費	6,610,892	55.1	9.0	6,674,370	101.0	8.8	7,294,188	109.3	10.3
諸 支 出 金	2,512,539	102.3	3.4	2,899,264	115.4	3.8	2,824,349	97.4	4.0
予 備 費	79,261	535.7	0.1	59,408	75.0	0.1	62,328	104.9	0.1
繰 上 充 用 金	133,887	11.0	0.2	120,253	89.8	0.2	0	皆減	0.0
計	73,361,787	93.4	100.0	75,677,767	103.2	100.0	70,520,275	93.2	100.0

#### 5 一般会計歳出決算額年度別比較

(単位：千円、%)

款別	17 年 度			18 年 度			19 年 度		
	決 算 額	前年比	構成比	決 算 額	前年比	構成比	決 算 額	前年比	構成比
議 会 費	557,664	95.4	0.8	551,334	98.9	0.8	555,899	100.8	0.8
総 務 費	8,263,436	105.3	11.6	7,465,184	90.3	10.2	7,313,599	98.0	10.8
民 生 費	26,263,072	102.6	36.8	26,855,480	102.3	36.9	27,944,268	104.1	41.1
衛 生 費	6,177,199	103.6	8.6	5,312,899	86.0	7.3	4,934,003	92.9	7.3
産 業 経 済 費	412,428	123.7	0.6	257,504	62.4	0.3	249,477	96.9	0.4
土 木 費	11,146,920	113.4	15.6	13,116,995	117.7	18.0	7,727,846	58.9	11.4
消 防 費	3,209,428	94.6	4.5	3,202,705	99.8	4.4	3,320,536	103.7	4.9
教 育 費	6,177,287	92.8	8.7	6,476,779	104.8	8.9	5,859,546	90.5	8.6
公 債 費	6,496,982	54.5	9.1	6,555,134	100.9	9.0	7,221,930	110.2	10.6
諸 支 出 金	2,511,006	102.4	3.5	2,897,223	115.4	4.0	2,822,128	97.4	4.1
繰 上 充 用 金	133,887	11.0	0.2	120,253	89.8	0.2	0	皆減	0.0
計	71,349,309	94.1	100.0	72,811,490	102.0	100.0	67,949,232	93.3	100.0

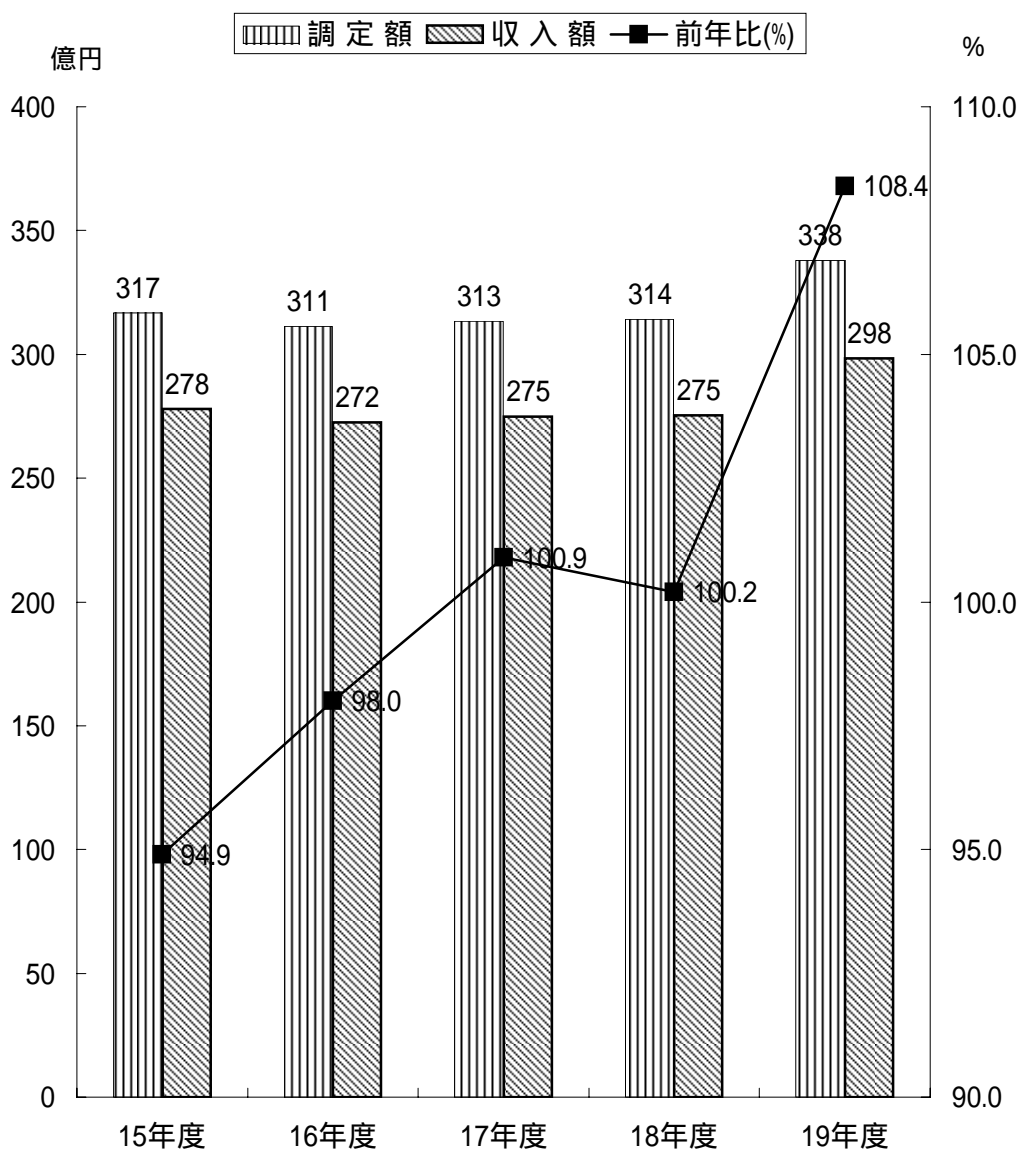
# 市税総括

## 1 市税収入等の年度別比較

(単位：千円、%)

区分 年度	予算額		調定額		収入額	
		前年比		前年比		前年比
15	28,844,128	95.0	31,669,412	95.6	27,802,137	94.9
16	28,367,173	98.3	31,142,541	98.3	27,248,897	98.0
17	27,620,067	97.4	31,336,371	100.6	27,481,018	100.9
18	28,565,834	103.4	31,423,793	100.3	27,539,890	100.2
19	30,108,155	105.4	33,784,643	107.5	29,842,772	108.4

図5 市税調定額及び収入額の推移

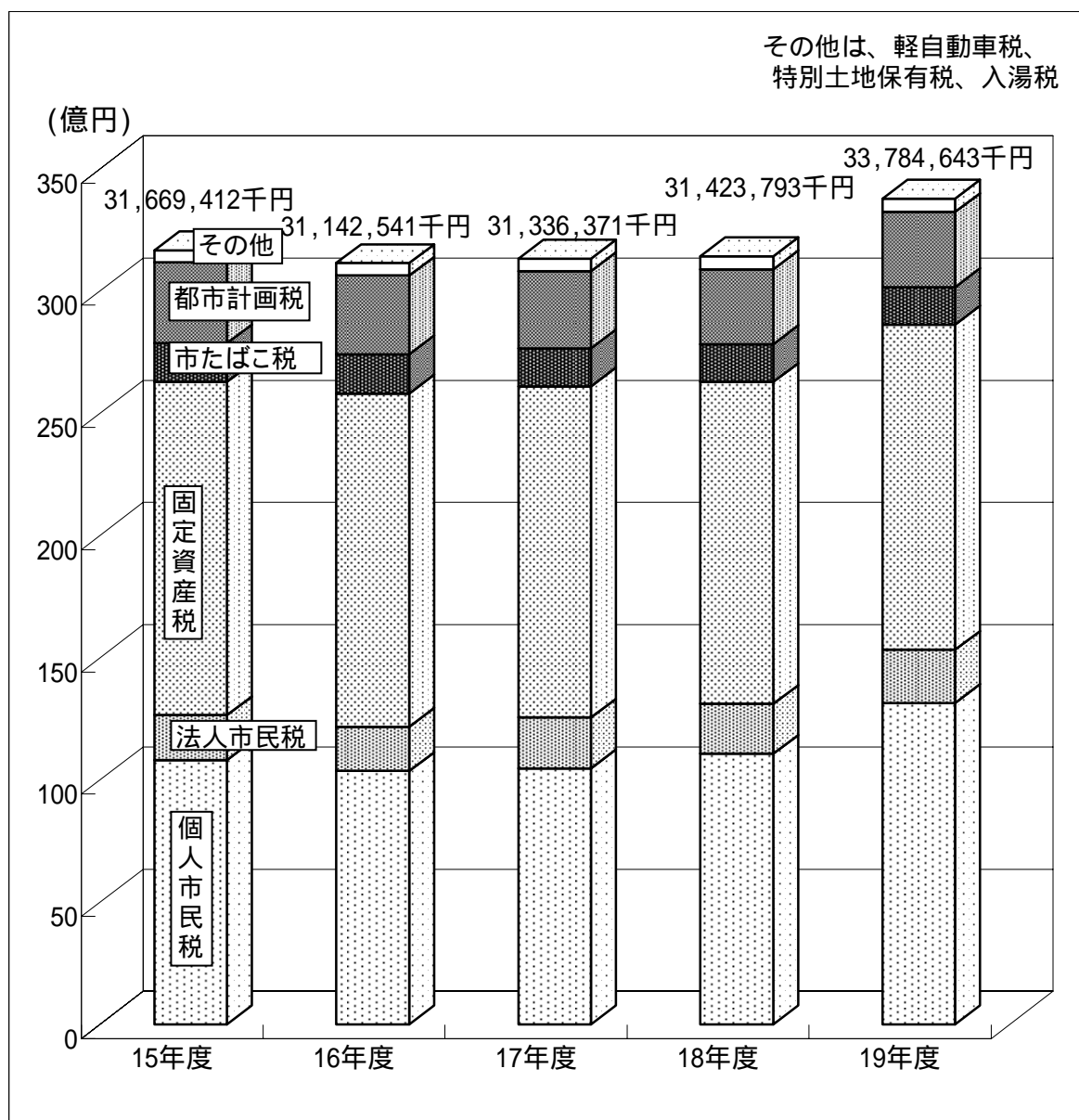


## 2 市税調定額及び収入額の年度別比較

(単位：千円、%)

年度 税目		17年度			18年度			19年度				
		調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率		
市 民 税	個人	現年	9,609,652	9,376,483	97.6	10,252,514	9,969,737	97.2	12,321,393	11,905,627	96.6	
		滞繰	864,268	147,531	17.1	819,871	140,814	17.2	824,395	153,429	18.6	
		計	10,473,920	9,524,014	90.9	11,072,385	10,110,551	91.3	13,145,788	12,059,056	91.7	
	法人	現年	2,060,207	2,041,639	99.1	2,022,950	2,017,088	99.7	2,170,010	2,154,156	99.3	
		滞繰	22,216	5,764	25.9	20,684	9,957	48.1	8,193	2,961	36.1	
		計	2,082,423	2,047,403	98.3	2,043,634	2,027,045	99.2	2,178,203	2,157,117	99.0	
	計	12,556,343	11,571,417	92.2	13,116,019	12,137,596	92.5	15,323,991	14,216,173	92.8		
	固 定 資 産 税	純固定資産税	現年	11,437,471	11,094,528	97.0	11,023,778	10,726,342	97.3	11,180,609	10,866,725	97.2
			滞繰	1,833,024	210,384	11.5	1,866,654	166,810	8.9	1,850,551	218,179	11.8
			計	13,270,495	11,304,912	85.2	12,890,432	10,893,152	84.5	13,031,160	11,084,904	85.1
交(納)付金		現年	284,138	284,138	100.0	280,782	280,782	100.0	271,831	271,831	100.0	
計		13,554,633	11,589,050	85.5	13,171,214	11,173,934	84.8	13,302,991	11,356,735	85.4		
軽自動車税	現年	172,204	150,043	87.1	180,407	161,610	89.6	184,836	168,008	90.9		
	滞繰	53,098	4,754	9.0	59,402	5,258	8.9	63,551	5,713	9.0		
	計	225,302	154,797	68.7	239,809	166,868	69.6	248,387	173,721	69.9		
市たばこ税	現年	1,539,987	1,539,987	100.0	1,548,660	1,548,660	100.0	1,540,732	1,540,732	100.0		
特別土地保有税	現年	0	0	-	0	0	-	0	0	-		
	滞繰	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0		
	計	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0		
入湯税	現年	0	0	-	2,238	2,238	100.0	8,024	8,024	100.0		
都市計画税	現年	2,653,700	2,566,296	96.7	2,539,726	2,463,900	97.0	2,566,495	2,487,188	96.9		
	滞繰	512,266	59,471	11.6	511,987	46,694	9.1	499,883	60,199	12.0		
	計	3,165,966	2,625,767	82.9	3,051,713	2,510,594	82.3	3,066,378	2,547,387	83.1		
合 計	現年	27,757,359	27,053,114	97.5	27,851,055	27,170,357	97.6	30,243,930	29,402,291	97.2		
	滞繰	3,579,012	427,904	12.0	3,572,738	369,533	10.3	3,540,713	440,481	12.4		
	計	31,336,371	27,481,018	87.7	31,423,793	27,539,890	87.6	33,784,643	29,842,772	88.3		

図6 市税調定額の構成



(単位：%)

税目 \ 年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
個人市民税	34.2	33.3	33.4	35.2	38.9
法人市民税	5.8	5.8	6.6	6.5	6.4
固定資産税	43.1	43.8	43.3	41.9	39.4
軽自動車税	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7
市たばこ税	5.0	5.1	4.9	4.9	4.6
特別土地保有税	0.8	0.9	0.9	1.0	0.9
入湯税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市計画税	10.4	10.4	10.2	9.7	9.1

### 3 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額

(単位：円)

	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
人口	248,796人		247,163人		245,753人		244,189人		243,232人	
世帯数	102,000世帯		102,571世帯		103,219世帯		103,701世帯		104,344世帯	
	1人あたり	1世帯あたり	1人あたり	1世帯あたり	1人あたり	1世帯あたり	1人あたり	1世帯あたり	1人あたり	1世帯あたり
市民税	46,305	112,946	45,079	108,626	47,086	112,105	49,706	117,044	58,447	136,243
個人市民税	39,166	95,532	37,856	91,220	38,755	92,270	41,405	97,497	49,578	115,570
法人市民税	7,139	17,414	7,223	17,406	8,331	19,835	8,301	19,547	8,869	20,673
固定資産税	47,332	115,452	47,233	113,816	47,157	112,276	45,760	107,751	46,691	108,840
軽自動車税	597	1,455	602	1,451	630	1,500	683	1,609	714	1,665
市たばこ税	6,337	15,457	6,460	15,566	6,266	14,920	6,342	14,934	6,335	14,766
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税	0	0	0	0	0	0	9	22	33	77
都市計画税	11,176	27,260	10,873	26,200	10,685	25,439	10,281	24,210	10,473	24,413
合計	111,747	272,570	110,247	265,659	111,824	266,240	112,781	265,570	122,693	286,004

(人口・世帯数は、外国人登録含む各年度末現在)

# 市民税

## 1 個人市民税

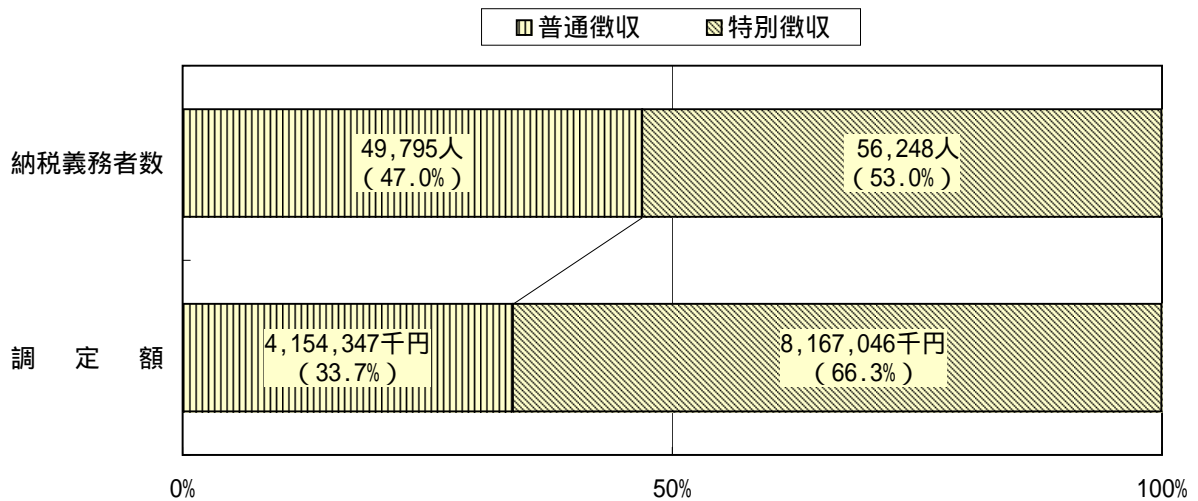
### (1) 納税義務者数の年度別比較

(単位：人、%)

区分	年度	17年度			18年度			19年度		
		納税義務者数	前年比	構成比	納税義務者数	前年比	構成比	納税義務者数	前年比	構成比
普通徴収	所得割のみ	1,672	22.7	3.6	163	9.7	0.3	207	127.0	0.4
	均等割のみ	4,496	78.5	9.8	3,574	79.5	7.3	3,921	109.7	7.9
	均等割・所得割	39,878	125.1	86.6	45,646	114.5	92.4	45,667	100.0	91.7
	計	46,046	102.4	100.0	49,383	107.2	100.0	49,795	100.8	100.0
	所得割	41,550	105.9		45,809	110.3		45,874	100.1	
	均等割	44,374	118.0		49,220	110.9		49,588	100.7	
特別徴収	所得割のみ	0	皆減	0.0	0	-	0.0	0	-	0.0
	均等割のみ	828	78.7	1.5	867	104.7	1.6	853	98.4	1.5
	均等割・所得割	55,120	112.8	98.5	54,914	99.6	98.4	55,395	100.9	98.5
	計	55,948	98.8	100.0	55,781	99.7	100.0	56,248	100.8	100.0
	所得割	55,120	99.1		54,914	99.6		55,395	100.9	
	均等割	55,948	112.1		55,781	99.7		56,248	100.8	
合計	所得割のみ	1,672	11.9	1.6	163	9.7	0.2	207	127.0	0.2
	均等割のみ	5,324	78.5	5.2	4,441	83.4	4.2	4,774	107.5	4.5
	均等割・所得割	94,998	117.6	93.2	100,560	105.9	95.6	101,062	100.5	95.3
	計	101,994	100.4	100.0	105,164	103.1	100.0	106,043	100.8	100.0
	所得割	96,670	101.9		100,723	104.2		101,269	100.5	
	均等割	100,322	114.6		105,001	104.7		105,836	100.8	

(各年度 最終調定による)

図7 平成19年度納税義務者数及び調定額の構成(滞納繰越分を除く)





( 2 ) 特別徴収義務者数の年度別比較

( 単位：者、% )

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
特別徴収義務者数	19,884	19,806	19,685	19,746	19,718
前年比	98.9	99.6	99.4	100.3	99.9

( 各年度最終調定による(ただし、20年度は課税状況調による) )

( 3 ) 調定額の年度別比較

( 単位：千円、% )

年度 区分		17年度			18年度			19年度		
		調定額	前年比	構成比	調定額	前年比	構成比	調定額	前年比	構成比
普通徴収	所得割	2,999,229	103.5	/	3,279,509	109.3	/	4,014,922	122.4	/
	均等割	119,684	109.7	/	134,862	112.7	/	139,425	103.4	/
	計	3,118,913	103.8	32.5	3,414,371	109.5	33.3	4,154,347	121.7	33.7
特別徴収	所得割	6,329,874	101.2	/	6,669,183	105.4	/	7,995,404	119.9	/
	均等割	160,865	107.9	/	168,960	105.0	/	171,642	101.6	/
	計	6,490,739	101.4	67.5	6,838,143	105.4	66.7	8,167,046	119.4	66.3
合計	所得割	9,329,103	102.0	/	9,948,692	106.6	/	12,010,326	120.7	/
	均等割	280,549	108.7	/	303,822	108.3	/	311,067	102.4	/
	計	9,609,652	102.1	100.0	10,252,514	106.7	100.0	12,321,393	120.2	100.0

( 各年度 最終調定による )

( 4 ) 納税義務者1人あたり調定額の年度別比較

( 単位：円、% )

年度 区分	17年度		18年度		19年度	
	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
普通徴収	67,735	101.3	69,141	102.1	83,429	120.7
特別徴収	116,014	102.7	122,589	105.7	145,197	118.4
市民税全体	94,218	101.8	97,491	103.5	116,192	119.2

( 各年度 最終調定による )

( 5 ) 所得者別市民税負担額の年度別比較

年 度	所得者区分	給与所得者	営業等 所得者	農業所得者	その他の 所得者	合 計	左のうち 分離譲渡 所得者
18 年 度	納税義務者数 (人)	77,297	7,760	12	18,272	103,341	1,179
	構 成 比 (%)	74.8	7.5	0.0	17.7	100.0	1.1
	市民税額 (千円)	7,871,321	659,048	255	1,366,490	9,897,114	524,138
	構 成 比 (%)	79.5	6.7	0.0	13.8	100.0	5.3
	1人あたり市民税額 (円)	101,832	84,929	21,250	74,786	95,771	444,561
19 年 度	納税義務者数 (人)	78,150	7,446	8	18,551	104,155	1,104
	構 成 比 (%)	75.0	7.1	0.0	17.9	100.0	1.1
	18年度を100とした場合 の指数	101.1	96.0	66.7	101.5	100.8	93.6
	市民税額 (千円)	10,003,482	696,067	373	1,585,215	12,285,137	558,656
	構 成 比 (%)	81.4	5.7	0.0	12.9	100.0	4.5
	18年度を100とした場合 の指数	127.1	105.6	146.3	116.0	124.1	106.6
	1人あたり市民税額 (円)	128,004	93,482	46,625	85,452	117,951	506,029
20 年 度	納税義務者数 (人)	78,480	7,235	9	18,701	104,425	978
	構 成 比 (%)	75.2	6.9	0.0	17.9	100.0	0.9
	18年度を100とした場合 の指数	101.5	93.2	75.0	102.3	101.0	83.0
	市民税額 (千円)	9,711,567	653,413	905	1,694,292	12,060,177	488,567
	構 成 比 (%)	80.5	5.4	0.0	14.1	100.0	4.1
	18年度を100とした場合 の指数	123.4	99.1	354.9	124.0	121.9	93.2
	1人あたり市民税額 (円)	123,746	90,313	100,556	90,599	115,491	499,557

( 各年度 課税状況調による )

( 6 ) 所得者(所得割を納める者)別所得金額等の年度別比較

所得者区分 年 度		給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の 所得者	分離譲渡 所得者	合 計
		18	納税義務者数(人)	74,902	6,911	7	16,174
年 度	所得金額(千円)	248,786,810	19,878,811	13,550	38,118,905	13,561,875	320,359,951
	構成比(%)	77.7	6.2	0.0	11.9	4.2	100.0
	1人あたりの 所得額(円)	3,321,498	2,876,402	1,935,714	2,356,801	11,502,863	3,230,314
19	納税義務者数(人)	75,758	6,566	5	16,173	1,104	99,606
年 度	所得金額(千円)	250,054,457	18,939,455	10,832	37,991,184	14,548,827	321,544,755
	構成比(%)	77.8	5.9	0.0	11.8	4.5	100.0
	1人あたりの 所得額(円)	3,300,700	2,884,474	2,166,400	2,349,050	13,178,285	3,228,167
20	納税義務者数(人)	76,100	6,330	7	16,243	978	99,658
年 度	所得金額(千円)	250,458,039	18,527,596	23,987	38,269,874	14,145,116	321,424,612
	構成比(%)	77.9	5.8	0.0	11.9	4.4	100.0
	1人あたりの 所得額(円)	3,291,170	2,926,950	3,426,714	2,356,084	14,463,309	3,225,277

(各年度 課税状況調による)

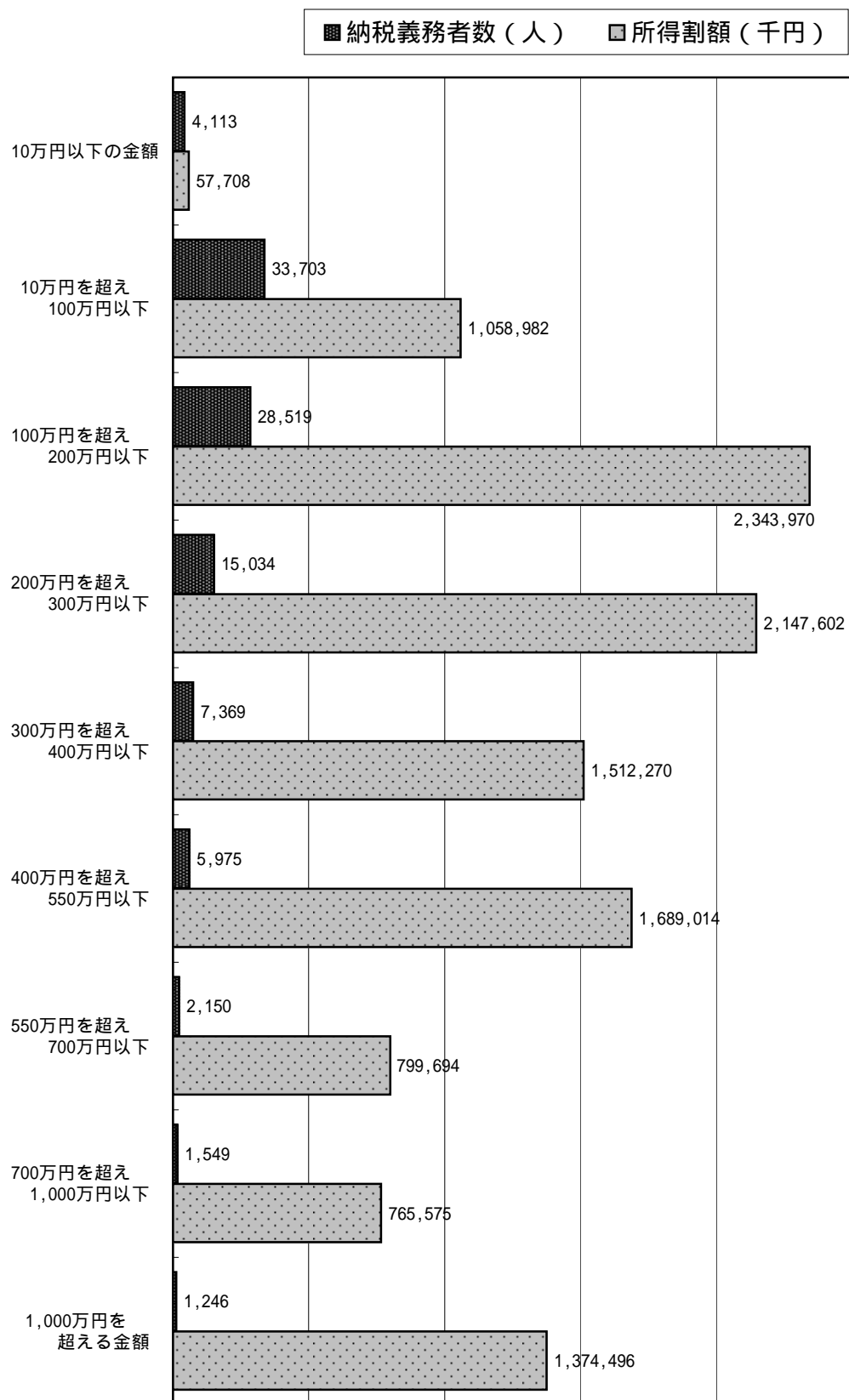
( 7 ) 平成 2 0 年度課税標準段階別総所得金額及び所得割額

( 単位 : 人、千円 )

課税標準額	区 分	納 税 義務者数	総所得金額等		所得割額	
				分離譲渡所得 に係る分		分離譲渡所得 に係る分
10万円以下の金額		4,113	2,771,926	1,824,269	57,708	50,938
10万円を超え 100万円以下		33,703	48,002,158	1,479,212	1,058,982	47,587
100万円を超え 200万円以下		28,519	71,468,896	817,151	2,343,970	34,431
200万円を超え 300万円以下		15,034	56,629,408	1,304,929	2,147,602	52,848
300万円を超え 400万円以下		7,369	37,133,993	516,542	1,512,270	34,920
400万円を超え 550万円以下		5,975	38,515,358	1,048,499	1,689,014	53,062
550万円を超え 700万円以下		2,150	17,281,709	456,355	799,694	29,755
700万円を超え 1,000万円以下		1,549	15,794,046	203,779	765,575	27,608
1,000万円を 超える金額		1,246	24,657,572	1,518,810	1,374,496	157,418
計		99,658	312,255,066	9,169,546	11,749,311	488,567

( 課税状況調による )

図8 平成20年度 課税標準段階別所得割額等の構成



## 2 法人市民税

### (1) 法人数の年度別比較

区 分		年 度		
		17年度	18年度	19年度
法 人 数		4,111	4,108	4,144
資本金別	1億円を超える法人及び相互会社	383	392	375
	1千万円を超え1億円以下の法人	697	666	645
	1千万円以下の法人	3,031	3,050	3,124
	計	4,111	4,108	4,144
納税金額別	均等割のみ	2,448	2,453	2,447
	均等割を超え100万円未満	1,437	1,426	1,482
	100万円以上	226	229	215
	計	4,111	4,108	4,144

図9 資本金別法人数の推移

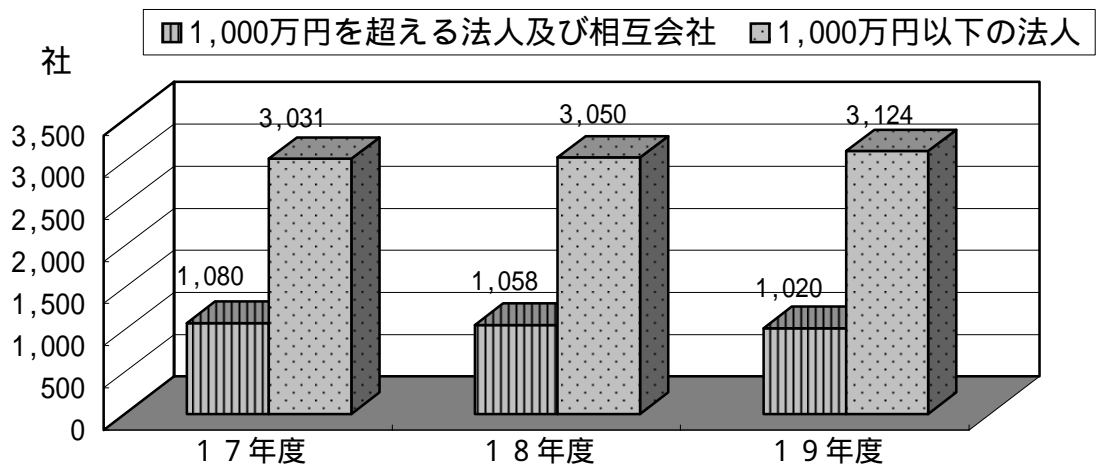
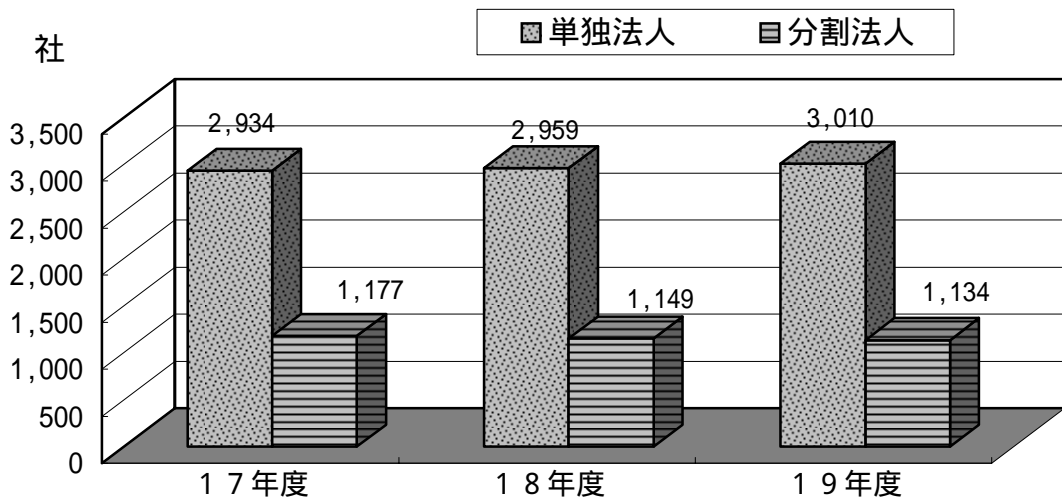


図10 分類（分割・単独）別法人数の推移



(2) 平成19年度決算期別法人数

区分 決算	普通法人		協同組合		医療法人		公益法人		その他		合 計		
	単独	分割	単独	分割	単独	分割	単独	分割	単独	分割	単独	分割	合計
1月	88	39	2						1		91	39	130
2月	169	100		1							169	101	270
3月	518	428	14	3	8	2	12	5	63	6	615	444	1,059
4月	211	43			6				1		218	43	261
5月	237	60	2		7				2		248	60	308
6月	270	67	1		20	3					291	70	361
7月	225	40			4					1	229	41	270
8月	254	84			8	1			2		264	85	349
9月	373	102	2		7				3		385	102	487
10月	139	34			1						140	34	174
11月	106	24			1						107	24	131
12月	228	87	1		16	2	6	1	2	1	253	91	344
計	2,818	1,108	22	4	78	8	18	6	74	8	3,010	1,134	4,144

(3) 平成19年度申告法人の内訳

組織別申告法人数

	法人数
株式会社	2,346
有限会社	1,555
合名会社	1
合資会社	10
相互会社	6
医療法人	86
財団法人	8
社団法人	3
協同組合	16
その他	113
計	4,144

均等割区分別申告法人数

	均等割の額	法人数
1号法人	3,600,000 円	27
2号法人	2,100,000 円	9
3号法人	492,000 円	187
4号法人	480,000 円	18
5号法人	192,000 円	134
6号法人	180,000 円	54
7号法人	156,000 円	591
8号法人	144,000 円	26
その他	60,000 円	3,098
計		4,144

(平成20年3月31日現在)

## (4) 平成19年度月別調定額

(単位：円、%)

	現 年 度				過 年 度				合 計			
	法人税割額	均等割額	計	構成比	法人税割額	均等割額	計	構成比	法人税割額	均等割額	計	構成比
4月	46,808,500	21,265,000	68,073,500	3.2	6,665,200	2,908,000	9,573,200	24.0	53,473,700	24,173,000	77,646,700	3.6
5月	454,086,100	90,394,000	544,480,100	25.6	1,562,800	206,000	1,768,800	4.5	455,648,900	90,600,000	546,248,900	25.2
6月	281,785,500	92,199,000	373,984,500	17.5	5,787,300	874,000	6,661,300	16.7	287,572,800	93,073,000	380,645,800	17.5
7月	34,669,000	39,398,000	74,067,000	3.5	7,316,900	366,000	7,682,900	19.3	41,985,900	39,764,000	81,749,900	3.8
8月	71,802,000	33,641,000	105,443,000	4.9	283,100	0	283,100	0.7	72,085,100	33,641,000	105,726,100	4.9
9月	28,929,600	20,070,000	48,999,600	2.3	555,900	110,000	665,900	1.7	29,485,500	20,180,000	49,665,500	2.3
10月	60,507,800	39,232,000	99,739,800	4.7	5,354,000	240,000	5,594,000	14.0	65,861,800	39,472,000	105,333,800	4.8
11月	514,473,700	91,767,000	606,240,700	28.5	252,200	240,000	492,200	1.2	514,725,900	92,007,000	606,732,900	27.9
12月	17,152,700	20,591,000	37,743,700	1.8	5,051,600	36,000	5,087,600	12.8	22,204,300	20,627,000	42,831,300	2.0
1月	25,906,400	15,225,000	41,131,400	1.9	848,300	40,000	888,300	2.2	26,754,700	15,265,000	42,019,700	1.9
2月	38,693,700	28,868,000	67,561,700	3.2	841,300	0	841,300	2.1	39,535,000	28,868,000	68,403,000	3.2
3月	38,889,500	23,786,000	62,675,500	2.9	265,500	65,000	330,500	0.8	39,155,000	23,851,000	63,006,000	2.9
計	1,613,704,500	516,436,000	2,130,140,500	100.0	34,784,100	5,085,000	39,869,100	100.0	1,648,488,600	521,521,000	2,170,009,600	100.0

## (5) 月別調定額の年度別比較

(単位：社、円、%)

	17 年 度				18 年 度				19 年 度			
	法人数	調 定 額	構成比	前年比	法人数	調 定 額	構成比	前年比	法人数	調 定 額	構成比	前年比
4月	279	81,278,700	3.9	106.0	275	78,199,000	3.9	96.2	266	77,646,700	3.6	99.3
5月	754	515,576,500	25.0	133.6	757	477,841,700	23.6	92.7	772	546,248,900	25.2	114.3
6月	516	348,719,600	16.9	101.6	504	305,824,300	15.1	87.7	506	380,645,800	17.5	124.5
7月	312	74,071,500	3.6	109.6	333	81,679,400	4.0	110.3	342	81,749,900	3.8	100.1
8月	363	92,237,900	4.5	93.3	357	107,220,900	5.3	116.2	365	105,726,100	4.9	98.6
9月	281	53,683,000	2.6	101.6	278	52,334,700	2.6	97.5	284	49,665,500	2.3	94.9
10月	339	96,245,500	4.7	113.5	346	99,840,100	4.9	103.7	345	105,333,800	4.8	105.5
11月	470	564,632,400	27.4	121.7	468	578,109,700	28.6	102.4	473	606,732,900	28.0	105.0
12月	183	40,273,900	2.0	108.9	183	44,444,700	2.2	110.4	192	42,831,300	2.0	96.4
1月	144	53,956,300	2.6	146.7	135	44,769,700	2.2	83.0	133	42,019,700	1.9	93.9
2月	299	72,077,200	3.5	105.0	304	84,186,700	4.2	116.8	308	68,403,000	3.1	81.3
3月	171	67,454,600	3.3	123.7	168	68,498,700	3.4	101.5	158	63,006,000	2.9	92.0
計	4,111	2,060,207,100	100.0	116.4	4,108	2,022,949,600	100.0	98.2	4,144	2,170,009,600	100.0	107.3



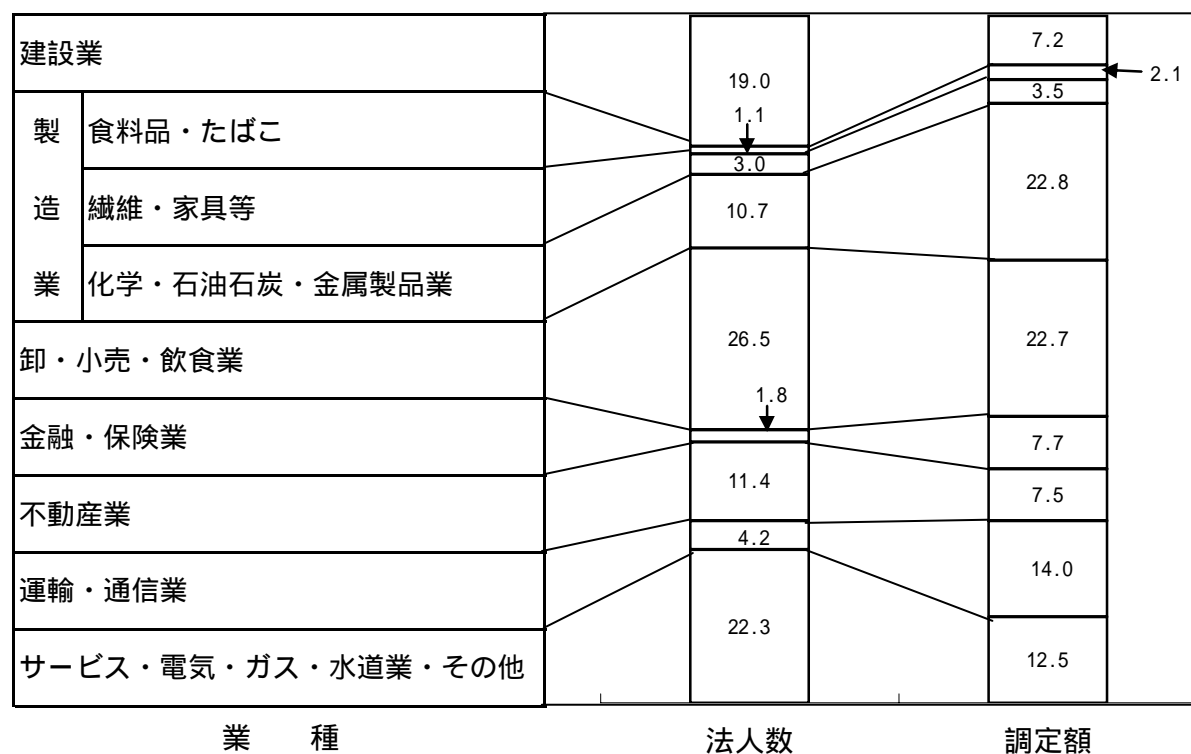
( 6 ) 平成 1 9 年度業種別調定額の構成

( 単位 : 社、円、% )

業種別	区分	法人数	調定額		
			構成比	構成比	
農・林・漁・鉱業		8	0.2	1,921,700	0.1
建設業		789	19.0	156,577,800	7.2
製造業	食料品・たばこ	47	1.1	45,951,300	2.1
	繊維・家具等	123	3.0	76,450,000	3.5
	化学・石油石炭・金属製品業	442	10.7	494,949,000	22.8
卸・小売・飲食業		1,099	26.5	491,849,900	22.7
金融・保険業		73	1.8	166,527,800	7.7
不動産業		474	11.4	162,582,400	7.5
運輸・通信業		175	4.2	304,960,700	14.0
サービス・電気・ガス・水道業・その他		914	22.1	268,239,000	12.4
計		4,144	100.0	2,170,009,600	100.0

図11 平成 1 9 年度主要業種別法人数及び調定額の構成

( 単位 : % )



(7) 業種別調定額の年度別比較

(単位：件、円、%)

業種別		17年度			18年度			19年度		
		申告数	調定額	前年比	申告数	調定額	前年比	申告数	調定額	前年比
農・林・漁・鉱業		11	1,130,600	80.2	9	1,741,500	154.0	9	1,921,700	110.3
建設業		1,074	129,224,400	95.0	1,090	157,835,200	122.1	1,072	156,577,800	99.2
製造業	食料品・たばこ	82	41,405,800	110.2	83	27,329,100	66.0	69	45,951,300	168.1
	繊維・家具等	180	95,437,600	157.0	176	114,557,900	120.0	174	76,450,000	66.7
	化学・石油石炭・金属製品業	649	579,592,300	119.6	704	534,963,500	92.3	704	494,949,000	92.5
卸・小売・飲食業		1,649	487,125,400	102.9	1,668	469,635,600	96.4	1,713	491,849,900	104.7
金融・保険業		139	122,614,100	120.8	128	146,212,500	119.2	139	166,527,800	113.9
不動産業		627	129,307,000	158.0	596	166,461,700	128.7	618	162,582,400	97.7
運輸・通信業		272	189,620,900	127.1	285	111,983,400	59.1	277	304,960,700	272.3
サービス・電気・ガス・水道業・その他		1,219	284,749,000	116.6	1,265	292,229,200	102.6	1,312	268,239,000	91.8
計		5,902	2,060,207,100	116.4	6,004	2,022,949,600	98.2	6,087	2,170,009,600	107.3

# 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

## 1 固定資産税

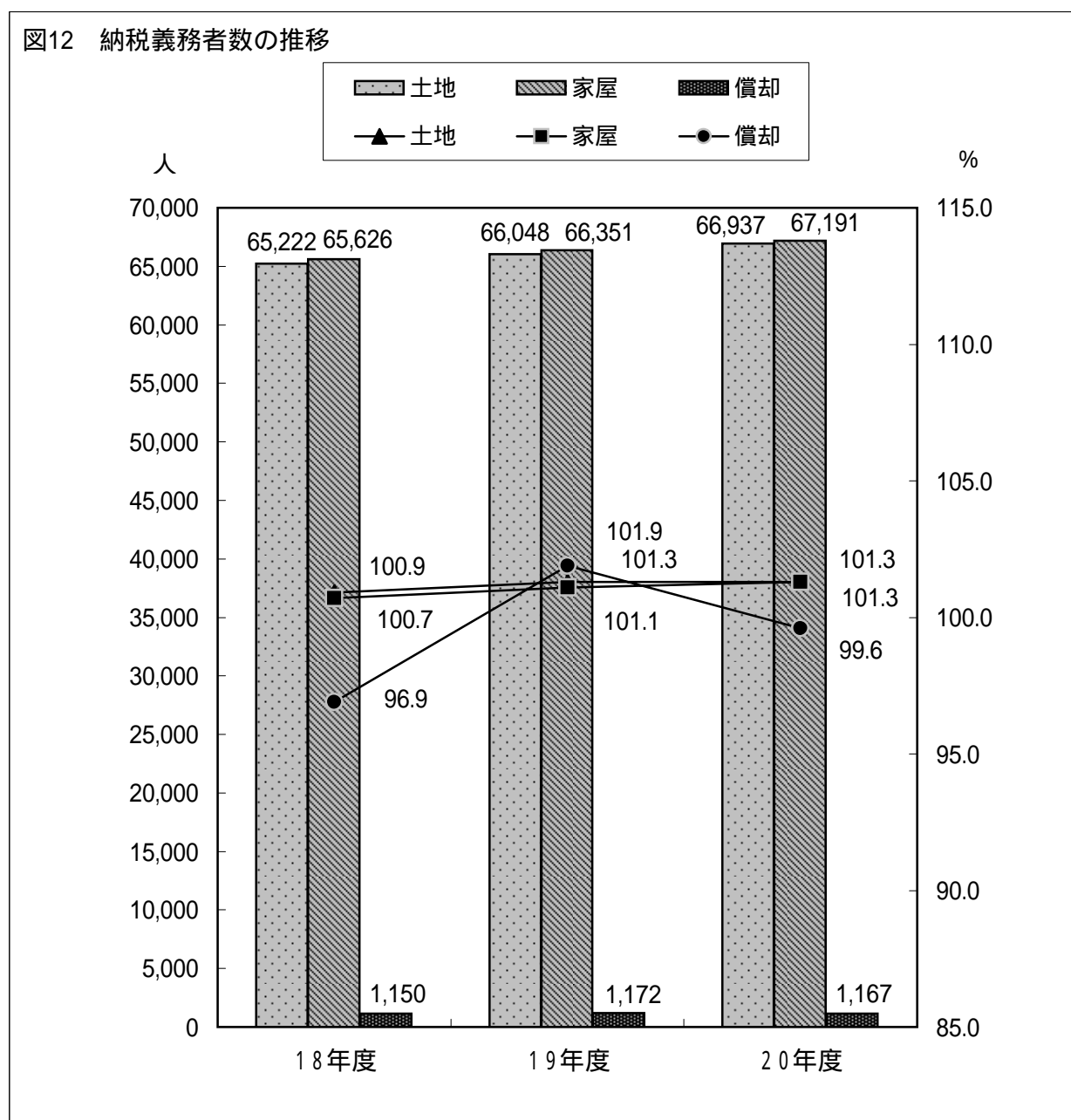
### (1) 納税義務者数の年度別比較

(単位：人、%)

区分	18年度		19年度		20年度	
	納税義務者数	前年比	納税義務者数	前年比	納税義務者数	前年比
土地	65,222	100.9	66,048	101.3	66,937	101.3
家屋	65,626	100.7	66,351	101.1	67,191	101.3
償却資産	1,150	96.9	1,172	101.9	1,167	99.6

(概要調書による)

図12 納税義務者数の推移



棒グラフ=納税義務者数 折れ線グラフ=伸び率

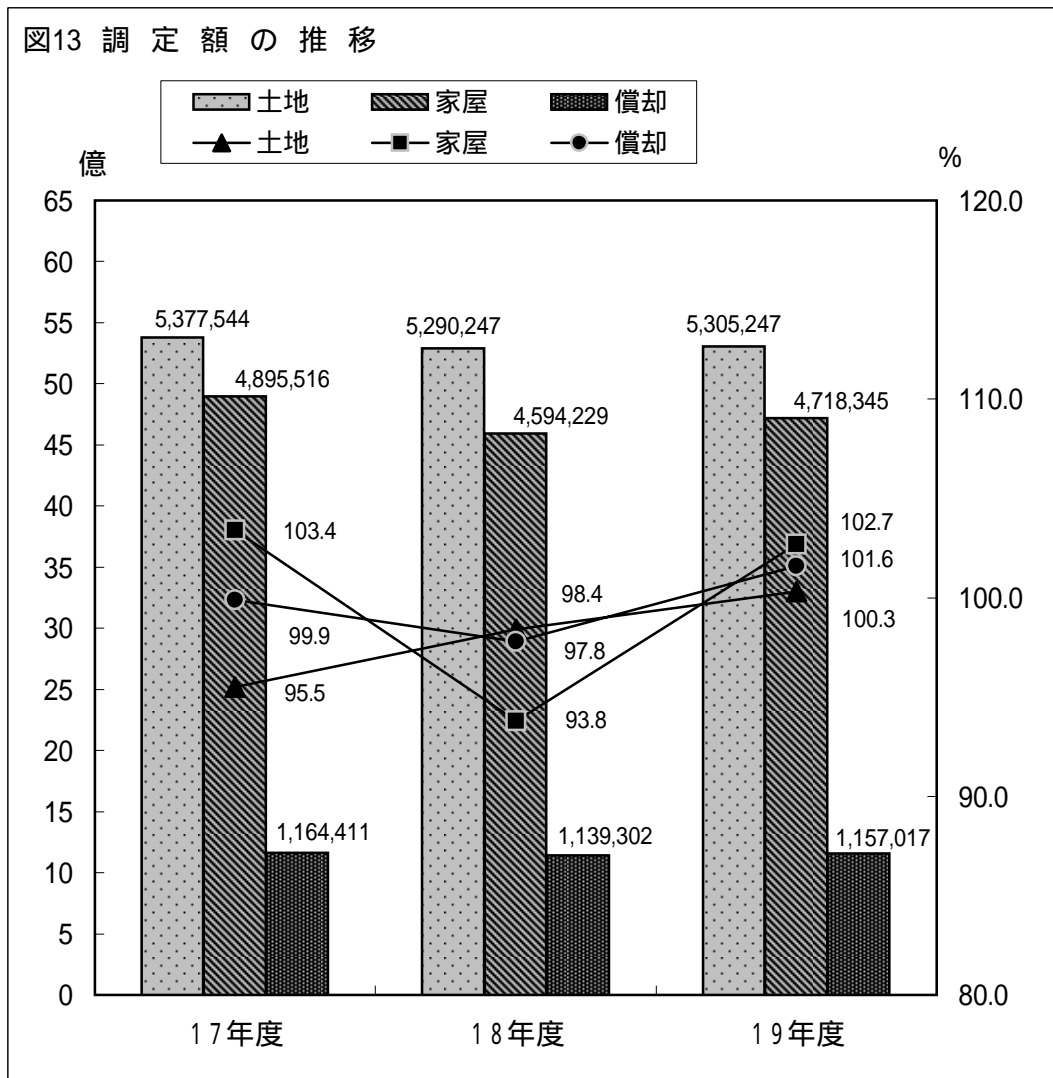
(2) 調定額の年度別比較

(単位：千円、%)

区分	17年度		18年度		19年度	
	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
土地	5,377,544	95.5	5,290,247	98.4	5,305,247	100.3
家屋	4,895,516	103.4	4,594,229	93.8	4,718,345	102.7
小計	10,273,060	99.1	9,884,476	96.2	10,023,592	101.4
償却資産	1,164,411	99.9	1,139,302	97.8	1,157,017	101.6
合計	11,437,471	99.2	11,023,778	96.4	11,180,609	101.4

(各年度 最終調定による)

図13 調定額の推移



棒グラフ = 調定額 折れ線グラフ = 伸び率

(3) 土地

平成20年度地目別評価地積等の構成

区分 地目		評価総地積			免税点未満のもの		決定価格		単位あたり価格	
		筆数	地積 (千㎡)	構成比 (%)	筆数	地積 (千㎡)	総額 (千円)	免税点をこえるもの(千円)	平均価格 (円)	最高価格 (円)
田	一般田	1,866	1,133,341	7.8	310	175,341	158,844	135,276	140	225
	介在田・市街化区域田	448	163,401	1.1	2	221	7,970,662	7,970,197	48,780	99,157
畑	一般畑	790	383,314	2.6	100	53,972	31,319	27,255	82	204
	介在畑・市街化区域畑	497	127,705	0.9	5	131	6,174,327	6,171,327	48,348	104,892
宅地		106,180	11,928,324	82.1	741	11,933	1,079,053,909	1,078,371,436	90,461	238,749
池沼		2	60	0.0	0	0	1	1	17	22
山林		372	136,667	1.0	44	20,400	1,511,909	1,511,143	21,644	72,033
原野		53	9,463	0.1	7	1,331	175,901	175,889	18,588	84,021
雑種地	ゴルフ場等の用地	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉄軌道用地	570	250,659	1.7	0	0	9,608,072	9,608,072	100,150	215,381
	その他の雑種地	1,054	392,311	2.7	27	4,659	8,502,374	8,500,919	21,673	120,414
合計		111,832	14,525,245	100.0	1,236	267,988	1,113,187,318	1,112,471,515	349,883	935,098

(概要調書による)

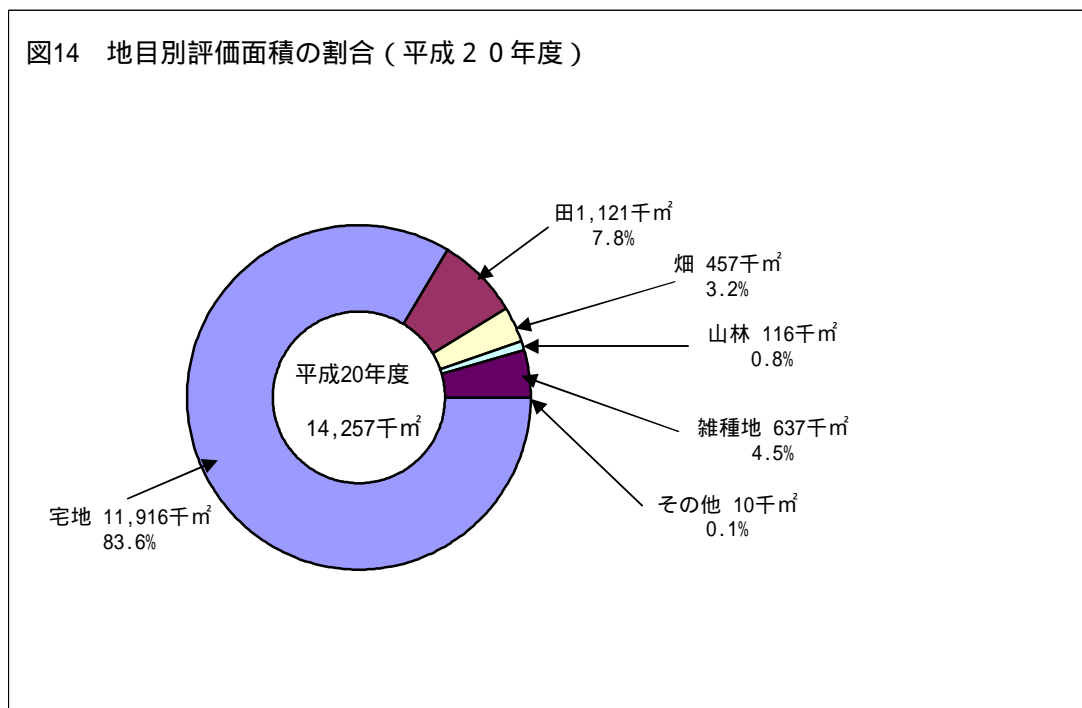
地目別地積及び課税標準額の年度別比較（免税点以上のもの）

（単位：千円、千㎡）

地目		年度	18年度	19年度	20年度
田	課税標準額		2,685,110	2,562,813	2,381,074
	地積		1,192	1,172	1,121
畑	課税標準額		1,845,979	1,811,660	1,770,326
	地積		495	488	457
宅地	課税標準額		361,892,013	363,519,030	362,709,434
	地積		11,890	11,952	11,916
池沼	課税標準額		1	1	1
	地積		1	1	1
山林	課税標準額		894,965	902,462	929,711
	地積		148	149	116
原野	課税標準額		82,762	89,726	95,906
	地積		9	9	9
雑種地	課税標準額		-	-	-
	地積		-	-	-
ゴルフ場等の用地	課税標準額		-	-	-
	地積		-	-	-
鉄軌道用地	課税標準額		6,694,965	6,679,140	6,725,650
	地積		251	251	250
その他の雑種地	課税標準額		5,460,378	4,674,755	5,538,279
	地積		232	205	387
計	課税標準額		379,556,173	380,239,587	380,150,381
	地積		14,218	14,227	14,257

（概要調書による）

図14 地目別評価面積の割合（平成20年度）



## (4) 家屋

平成20年度用途、構造別評価額及び床面積

用途別		区分	総数				免税点未満のもの	
			評価額(千円)	棟数	床面積(m <sup>2</sup> )	平均価格(円)	評価額(千円)	床面積(m <sup>2</sup> )
木造	専用住宅		100,413,577	48,500	3,911,361	25,672	127,719	53,724
	共同住宅・寄宿舍		4,008,153	1,536	318,936	12,567	37	47
	併用住宅		3,088,003	3,091	256,471	12,040	4,264	1,718
	工場・倉庫		186,089	479	36,481	5,101	3,658	2,450
	その他		906,051	3,001	142,873	58,017	27,957	21,417
	計		108,601,873	56,607	4,666,122	23,275	163,635	79,356
非木造	事務所・店舗・銀行	鉄骨鉄筋造	8,327,891	12	94,322	88,292	-	-
		鉄筋造	7,290,370	137	148,264	49,172	-	-
		鉄骨造	25,544,657	838	522,473	48,892	168	87
		軽量鉄骨造	344,502	128	18,220	18,908	94	10
		ブロック造	5,427	6	367	14,787	-	-
		計	41,512,847	1,121	783,646	52,974	262	97
	住宅・アパート	鉄骨鉄筋造	36,814,888	72	573,345	64,211	-	-
		鉄筋造	68,311,395	1,866	1,280,156	53,362	522	61
		鉄骨造	39,629,066	3,480	821,076	48,265	41	13
		軽量鉄骨造	15,817,831	2,817	436,575	36,232	269	232
		ブロック造	88,507	162	7,371	12,007	1,477	337
		計	160,661,687	8,397	3,118,523	51,519	2,309	643

(つづき)

用途別		区分	総数				免税点未満のもの	
			評価額(千円)	棟数	床面積(m <sup>2</sup> )	平均価格(円)	評価額(千円)	床面積(m <sup>2</sup> )
非 木 造	ホテル・病院	鉄骨鉄筋造	20,882	1	612	34,121	-	-
		鉄筋造	4,342,450	38	63,237	68,669	-	-
		鉄骨造	2,683,445	49	35,445	75,707	-	-
		軽量鉄骨造	36,887	5	1,054	34,997	-	-
		ブロック造	0	0	0	0	-	-
		計	7,083,664	93	100,348	70,591	-	-
	工場・倉庫・市場	鉄骨鉄筋造	433,919	4	16,177	26,823	-	-
		鉄筋造	1,814,319	75	49,370	36,749	-	-
		鉄骨造	22,069,477	1,112	814,290	27,103	-	-
		軽量鉄骨造	671,814	358	87,054	7,717	299	101
		ブロック造	70,338	130	6,238	11,276	469	116
		計	25,059,867	1,679	973,129	25,752	768	217
	その他	鉄骨鉄筋造	1,203,249	3	11,630	103,461	-	-
		鉄筋造	16,709,202	10,828	392,441	42,578	-	-
		鉄骨造	6,935,268	568	149,708	46,325	-	-
		軽量鉄骨造	111,306	118	9,046	12,304	-	-
		ブロック造	67,114	199	5,305	12,651	513	125
		計	25,026,139	11,716	568,130	44,050	513	125
	合計	鉄骨鉄筋造	46,800,829	92	696,086	67,234	0	0
		鉄筋造	98,467,736	12,944	1,933,468	50,928	522	61
		鉄骨造	96,861,913	6,047	2,342,992	41,341	209	100
		軽量鉄骨造	16,982,340	3,426	551,949	30,768	662	343
		ブロック造	231,386	497	19,281	12,001	2,459	578
		計	259,344,204	23,006	5,543,776	46,781	3,852	1,082

(概要調書による)

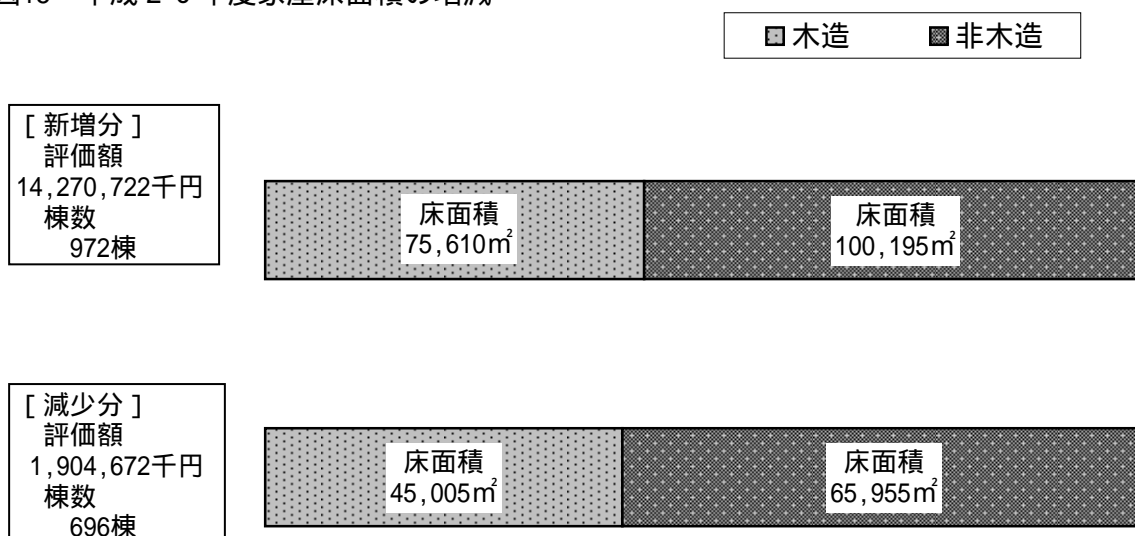


平成20年度家屋の増減

増減区分 用途別		新 増 分			減 少 分		
		床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数
木 造	専 用 住 宅	73,230	4,712,286	717	25,889	292,744	353
	併 用 住 宅	266	15,401	3	3,376	32,329	34
	共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	1,601	94,346	8	13,273	142,793	61
	工 場 ・ 倉 庫	56	1,809	1	1,159	4,323	6
	そ の 他	457	23,519	6	1,308	7,269	24
	小 計	75,610	4,847,361	735	45,005	479,458	478
非 木 造	事 務 所 店 舗 ・ 銀 行	10,017	815,942	25	22,668	819,621	40
	住 宅 ・ ア パ ー ト	79,375	7,657,254	129	8,385	176,941	74
	工 場 ・ 倉 庫 ・ 市 場	4,946	354,200	17	31,372	290,285	66
	そ の 他	5,857	595,965	66	3,530	138,367	38
	小 計	100,195	9,423,361	237	65,955	1,425,214	218
合 計		175,805	14,270,722	972	110,960	1,904,672	696

(概要調書による)

図15 平成20年度家屋床面積の増減



(5) 償却資産

平成20年度課税標準額の内訳

(単位：千円)

		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				特例該当(イ)	(イ) 以外
市長が価格等を決定した	構築物	14,872,602	14,835,521	14,076	14,821,445
	機械及び装置	21,723,741	21,595,136	264,424	21,330,712
	船舶	403,079	714,243	0	403,079
	車両及び運搬具	714,243	776,504	-	714,243
	工具器具及び備品	16,330,836	16,296,535	-	16,294,104
	小計	54,044,501	54,217,939	278,500	53,563,583
法第389条の規定により総務大臣が価格等を決定し配分したもの		29,372,646	27,762,087		
法第743条第1項の規定により府知事が価格等を決定したもの		-	-		
合計		83,417,147	81,980,026		

(概要調書による)

(6) 交付金・納付金

年度別交付(納付)額

(単位：千円、%)

区分	18年度		19年度		20年度	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
交付金	271,060	99.0	262,370	96.8	257,815	98.3
納付金	9,722	93.1	9,461	97.3	0	皆減
計	280,782	98.8	271,831	96.8	257,815	94.8

(20年度は概要調書による)

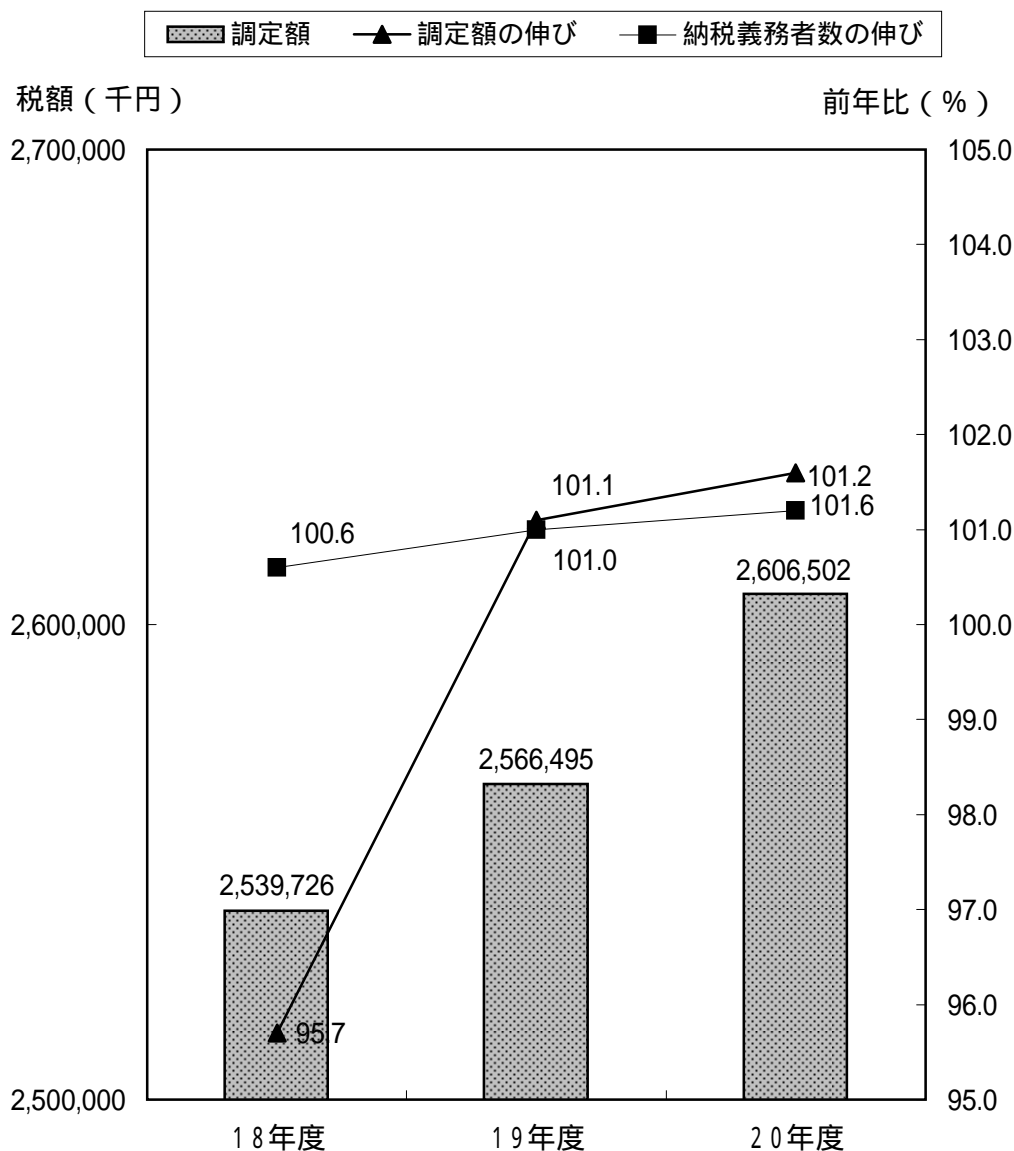
## 2 都市計画税

### (1) 調定額等の年度別比較

区分 \ 年度	18年度	19年度	20年度
納税義務者数 (人)	72,451	73,193	74,044
前年比 (%)	100.6	101.0	101.2
調定額 (千円)	2,539,726	2,566,495	2,606,502
前年比 (%)	95.7	101.1	101.6

(20年度は概要調書による)

図16 納税義務者数及び調定額の推移



### 3 特別土地保有税

#### (1) 一般分

保有分(基準面積が5,000㎡以上のもの)

区分 年度	件数		面積 (㎡)	取得価格 (千円)	固定資産税 課税標準額 (千円)	算出税額 (A) (千円)	徴収猶予			免除認定			申告額 (A)-(B)-(C) (千円)
	個人	法人					件数	面積 (㎡)	税額(B) (千円)	件数	面積 (㎡)	税額(C) (千円)	
14	0	4	68,700	11,992,521	4,824,921	77,702	2	20,295	11,596	2	19,906	58,034	8,072
15	0	2	23,378	5,184,098	1,524,169	51,239	1	8,820	8,346	1	14,558	42,893	0
16	0	1	8,820	1,620,623	1,024,490	8,346	1	8,820	8,346	0	0	0	0
17	0	1	8,820	1,620,623	1,024,490	8,346	1	8,820	8,346	0	0	0	0
18	0	1	8,820	1,620,623	1,024,490	8,346	1	8,820	8,346	0	0	0	0
19	0	0	8,820	1,620,623	1,024,490	8,346	0	0	0	1	8,820	8,346	0

取得分(基準面積が5,000㎡以上のもの)

区分 年度	件数		面積 (㎡)	取得価格 (千円)	不動産取得税 課税標準額 (千円)	算出税額 (A) (千円)	徴収猶予			免除認定			申告額 (A)-(B)-(C) (千円)
	個人	法人					件数	面積 (㎡)	税額(B) (千円)	件数	面積 (㎡)	税額(C) (千円)	
14	0	1	9,630	1,455,587	660,939	17,230	1	9,630	17,230	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	0	1	8,820	1,620,623	613,727	24,069	0	0	0	1	8,820	24,069	0

(各年度最終調定による)

# 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

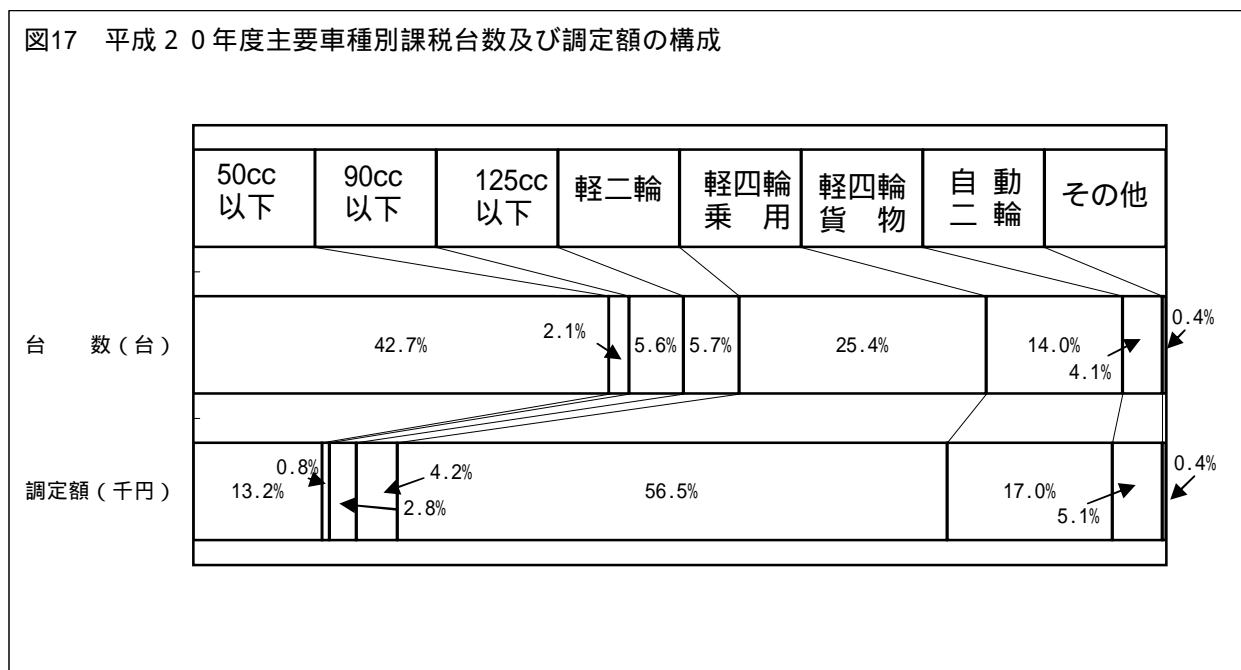
## 1 軽自動車税

### (1) 平成20年度車種別課税台数及び調定額

車種別	区分	賦課期日 台数	のうち非課税及び免除台数					課税台数 -	税率 (円)	調定額 (千円)	
			官公署	公益	身障	その他	計				
原 自 動 車 機 種 付 車	50 c c 以下	25,306	61	53	17	3	134	25,172	1,000	25,172	
	90 c c 以下	1,298	26	0	0	0	26	1,272	1,200	1,526	
	125 c c 以下	3,325	2	6	3	0	11	3,314	1,600	5,302	
	ミニカー	77	1	0	0	0	1	76	2,500	190	
	小 計	30,006	90	59	20	3	172	29,834		32,190	
軽 小 自 型 動 特 車 殊 及 自 び 動 車	二輪のもの	3,341	0	0	2	0	2	3,339	2,400	8,014	
	三輪のもの	2	0	0	0	0	0	2	3,100	6	
	四輪の 乗用	営業用	5	0	0	0	1	1	4	5,500	22
		自家用	15,318	25	34	300	0	359	14,959	7,200	107,705
	四輪の 貨物	営業用	575	0	0	1	1	2	573	3,000	1,719
		自家用	7,862	93	67	38	0	198	7,664	4,000	30,656
	農 耕 用	16	0	0	0	0	0	16	1,600	26	
	特殊作業用	122	1	0	0	0	1	121	4,700	569	
	小 計	27,241	119	101	341	2	563	26,678		148,717	
	二輪の小型自動車	2,420	0	11	4	0	15	2,405	4,000	9,620	
合 計	59,667	209	171	365	5	750	58,917		190,527		

\* 「のうち非課税及び免除台数」の「その他」は、生活保護及び構造による減免  
(課税状況調による)

図17 平成20年度主要車種別課税台数及び調定額の構成



## (2) 車種別課税台数及び調定額の年度別比較

(単位：台、千円、%)

区分	年度	税率 (円)	18年度			19年度			20年度			
			台数	調定額	前年比	台数	調定額	前年比	台数	調定額	前年比	
原動機付自転車	50cc以下	1,000	25,890	25,890	99.2	25,585	25,585	98.8	25,172	25,172	98.4	
	90cc以下	1,200	1,382	1,658	98.7	1,325	1,590	95.9	1,272	1,526	96.0	
	125cc以下	1,600	2,753	4,405	110.5	3,023	4,837	109.8	3,314	5,302	109.6	
	ミニカー	2,500	44	110	169.2	64	160	145.5	76	190	118.8	
	小計		30,069	32,063	100.7	29,997	32,172	100.3	29,834	32,190	100.1	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの	2,400	3,142	7,541	104.3	3,203	7,687	101.9	3,339	8,014	104.3	
	三輪のもの	3,100	1	3	100.0	2	6	200.0	2	6	100.0	
	乗用	営業用	5,500	2	11	皆増	3	16	145.5	4	22	137.5
		自家用	7,200	13,445	96,804	109.0	14,103	101,542	104.9	14,959	107,705	106.1
	貨物	営業用	3,000	575	1,725	103.2	565	1,695	98.3	573	1,719	101.4
		自家用	4,000	7,997	31,988	97.7	7,901	31,604	98.8	7,664	30,656	97.0
	農耕用	1,600	10	16	100.0	13	21	131.3	16	26	123.8	
	特殊作業用	4,700	132	620	97.6	127	597	96.3	121	569	95.3	
	小計		25,304	138,708	105.8	25,917	143,168	103.2	26,678	148,717	103.9	
	二輪の小型自動車	4,000	2,409	9,636	104.2	2,374	9,496	98.5	2,405	9,620	101.3	
合計		57,782	180,407	104.8	58,288	184,836	102.5	58,917	190,527	103.1		

(各年度決算における数値(但し、20年度は課税状況調による))

## 2 市たばこ税

### (1) 調定額等の年度別比較

年度 区分	17年度		18年度		19年度	
消費本数 (千本)	旧3級品 5,952	旧3級品以外 514,472	旧3級品 6,103	旧3級品以外 482,567	旧3級品 6,209	旧3級品以外 464,227
税率	旧3級品 1000本につき1,412円 旧3級品以外 1000本につき2,977円		7月1日以降の売渡し分 旧3級品 1000本につき1,564円 旧3級品以外 1000本につき3,298円		旧3級品 1000本につき1,564円 旧3級品以外 1000本につき3,298円	
税額(千円)	1,539,987		1,548,660		1,540,732	
対前年比(%)	96.5		100.6		99.5	
月平均額	128,332		129,055		128,394	

(各年度 最終調定による)

### (2) 月別消費本数の年度別比較

(単位：千本)

年度 消費月	17年度			18年度			19年度		
	国産	外国産	計	国産	外国産	計	国産	外国産	計
3月	35,227	11,591	46,818	30,662	12,872	43,534	27,248	11,838	39,086
4月	34,289	10,959	45,248	28,356	11,924	40,280	26,384	11,586	37,970
5月	30,049	12,460	42,509	31,492	13,492	44,984	28,074	12,524	40,598
6月	32,577	13,366	45,943	49,540	19,916	69,456	27,263	11,983	39,246
7月	30,298	12,732	43,030	14,970	7,156	22,126	27,636	12,073	39,709
8月	32,600	13,883	46,483	25,473	11,314	36,787	28,088	12,438	40,526
9月	31,102	13,018	44,120	26,645	11,801	38,446	27,248	12,251	39,499
10月	29,215	12,465	41,680	27,641	11,883	39,524	28,511	12,231	40,742
11月	30,503	13,122	43,625	26,541	11,860	38,401	26,370	11,665	38,035
12月	34,939	14,606	49,545	32,802	14,065	46,867	32,529	13,495	46,024
1月	23,951	10,452	34,403	22,655	10,454	33,109	23,030	10,184	33,214
2月	25,958	11,062	37,020	24,531	10,625	35,156	25,012	10,775	35,787
計	370,708	149,716	520,424	341,308	147,362	488,670	327,393	143,043	470,436

### 3 入湯税

#### (1) 月別調定額等の年度別比較

(単位：人、円)

年度 入湯月	18年度				19年度			
	特別徴収 義務者数	課税対象となった入湯客数		調定額	特別徴収 義務者数	課税対象となった入湯客数		調定額
		宿泊する者	宿泊しない者			宿泊する者	宿泊しない者	
3月					2	0	6,137	460,275
4月					2	0	8,763	657,225
5月					2	0	9,737	730,275
6月					2	0	8,835	662,625
7月					2	0	9,215	691,125
8月					2	0	9,886	741,450
9月					2	0	9,211	690,825
10月	1	0	6,000	450,000	2	0	8,778	658,350
11月	1	0	6,000	450,000	2	0	8,776	658,200
12月	1	0	6,000	450,000	2	0	9,245	693,375
1月	1	0	6,153	461,475	2	0	10,138	760,350
2月	1	0	5,683	426,225	2	0	8,266	619,950
計		0	29,836	2,237,700		0	106,987	8,024,025

\* 入湯税の税率(1人1日) 宿泊する者 150円  
宿泊しない者 75円



# 地方譲与税及び府交付金等

## 1 地方譲与税

### (1) 自動車重量譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
17	101,729,000	147,019,000	108,450,000	357,198,000
18	99,507,000	136,280,000	102,902,000	338,689,000
19	95,230,000	135,218,000	106,033,000	336,481,000

### (2) 地方道路譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
17	35,106,000	51,705,000	37,911,000	124,722,000
18	33,391,000	48,789,000	34,372,000	116,552,000
19	33,518,000	48,107,000	34,620,000	116,245,000

《自動車重量譲与税及び地方道路譲与税の譲与基礎数値》

年度	道路延長(m)	道路面積(m <sup>2</sup> )
17	259,826	1,528,343
18	261,876	1,542,499
19	263,604	1,550,734

(前年の4月1日現在で、道路台帳に記載されている市道で市が管理するもの)

### (3) 所得譲与税

(単位：円)

年度	9月期分	3月期分	計
17	440,994,000	440,994,000	881,988,000
18	844,051,578	844,051,577	1,688,103,155
19	-	-	-

## 2 府交付金等

### (1) 利子割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
17	120,808,000	59,047,000	56,018,000	235,873,000
18	76,839,000	51,855,000	46,628,000	175,322,000
19	99,680,000	71,373,000	55,672,000	226,725,000

### (2) 配当割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
17	48,000,000	29,690,000	50,680,000	128,370,000
18	69,260,000	42,276,000	70,094,000	181,630,000
19	104,485,000	52,496,000	43,683,000	200,664,000

### (3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
17	135,000	251,000	157,863,000	158,249,000
18	439,000	556,000	141,215,000	142,210,000
19	-	-	122,392,000	122,392,000

### (4) 地方消費税交付金

(単位：円)

年度	6月期分	9月期分	12月期分	3月期分	計
17	488,458,000	669,152,000	392,643,000	538,823,000	2,089,076,000
18	518,176,000	733,648,000	340,566,000	540,667,000	2,133,057,000
19	509,370,000	705,225,000	327,025,000	519,908,000	2,061,528,000

### (5) 自動車取得税交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
17	152,154,000	153,722,000	180,949,000	486,825,000
18	143,445,000	152,871,000	162,384,000	458,700,000
19	118,321,000	131,076,000	140,454,000	389,851,000

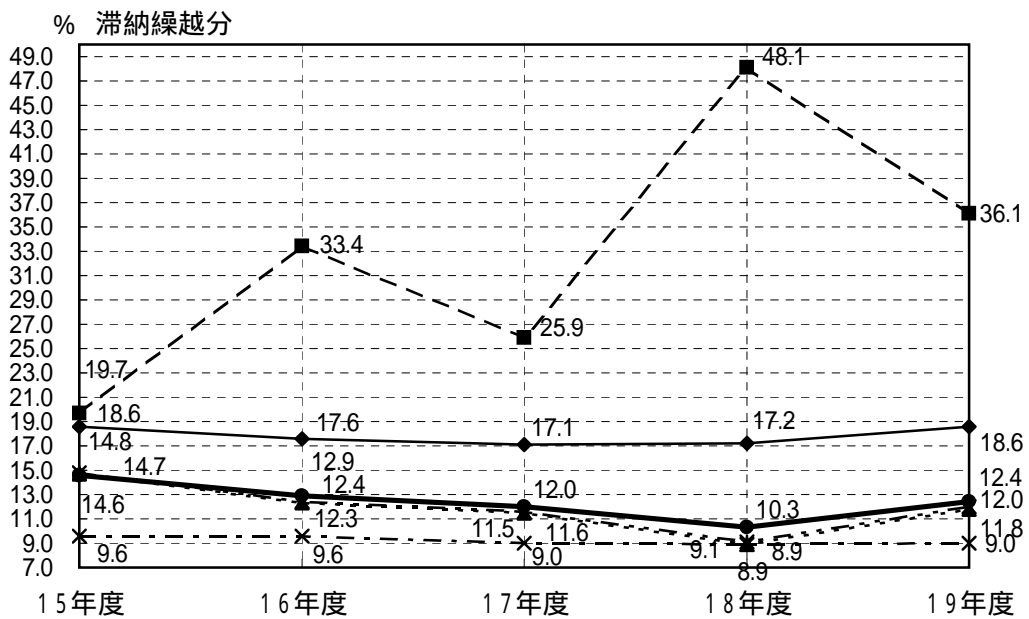
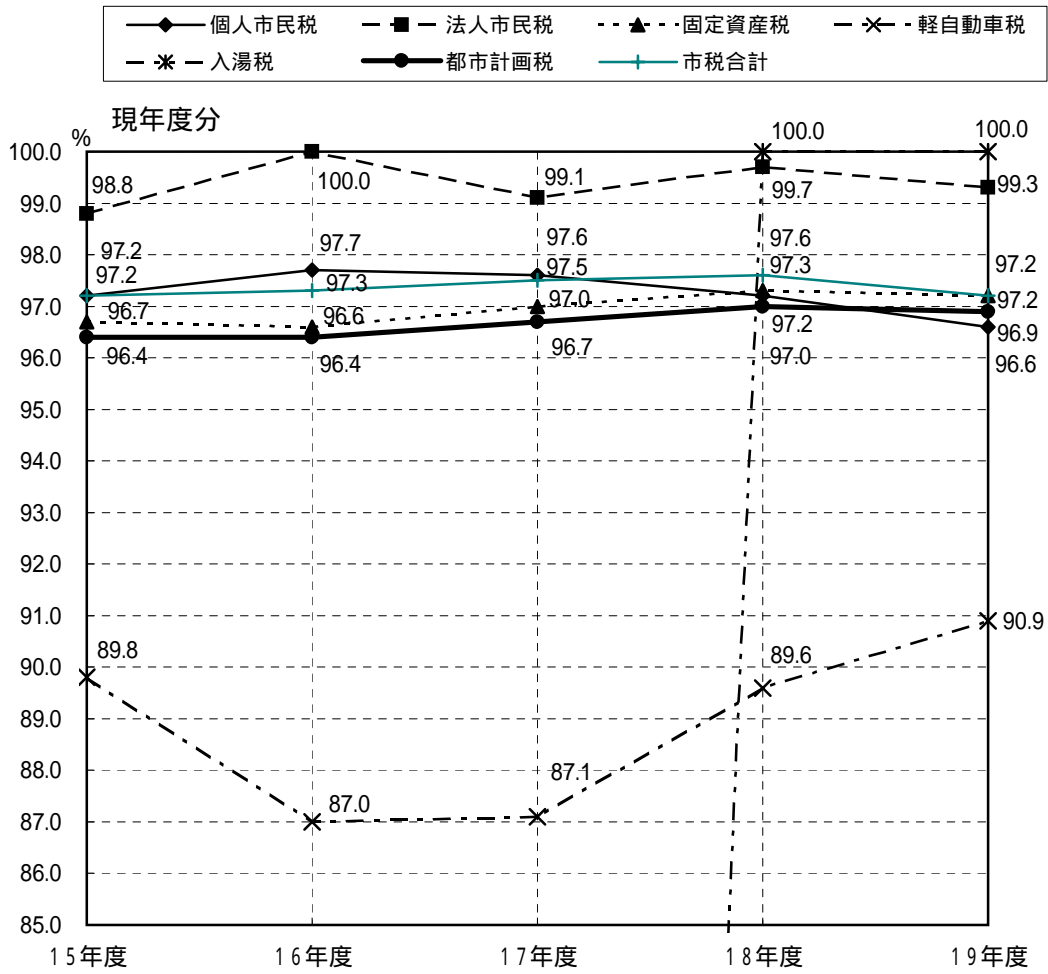
### (6) 府民税徴収委託金

(単位：円)

年度	8月期分	11月期分	2月期分	5月期分	計
17	55,261,242	109,054,788	67,986,039	58,560,154	290,862,223
18	55,415,435	121,263,307	66,997,249	61,526,257	305,202,248
19	157,470,261	119,209,706	108,526,235	107,278,741	492,484,943

# 徴収

図18 徴収率の推移



## 1 歳出還付状況の年度別比較

(単位:件、円)

区分 年度	個人市・府民税			法人市民税		
	件数	還付税額	還付加算金	件数	還付税額	還付加算金
17	1,210	31,900,250	-	427	27,713,120	937,700
18	1,962	30,618,676	-	260	31,690,400	682,500
19	1,881	24,641,350	34,700	352	76,143,216	2,855,200

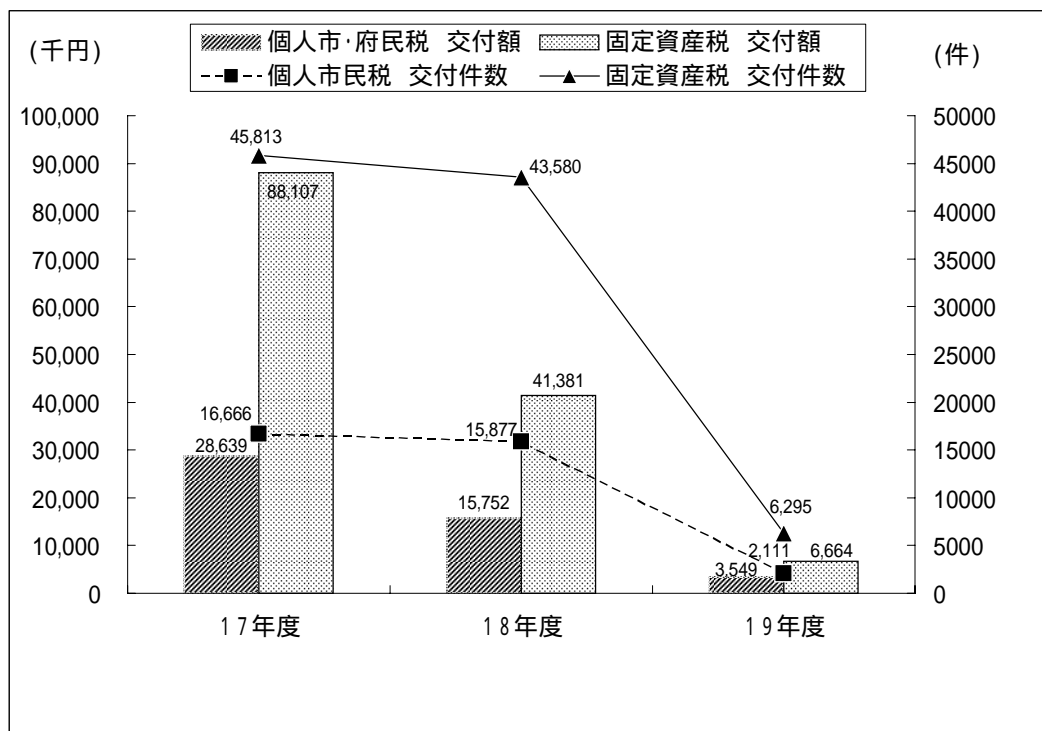
区分 年度	固定資産税・都市計画税			軽自動車税			計		
	件数	還付税額	還付加算金	件数	還付税額	還付加算金	件数	還付税額	還付加算金
17	435	21,695,892	3,187,438	45	567,100	-	2,117	81,876,362	4,125,138
18	442	19,327,032	353,900	17	119,400	-	2,681	81,755,508	1,036,400
19	275	6,086,289	413,700	39	139,000	-	2,547	107,009,855	3,303,600

## 2 前納報奨金交付額の年度別比較

(単位:件、円)

区分 年度	個人市・府民税			固定資産税・都市計画税			計		
	件数	納付税額	報奨金額	件数	納付税額	報奨金額	件数	納付税額	報奨金額
17	16,666	2,330,602,200	28,638,680	45,813	7,891,482,900	88,106,880	62,479	10,222,085,100	116,745,560
18	15,877	2,483,658,500	15,752,460	43,580	7,372,430,200	41,381,040	59,457	9,856,088,700	57,133,500
19	2,111	512,293,100	3,548,730	6,295	1,059,447,400	6,664,230	8,406	1,571,740,500	10,212,960

図19 前納報奨金交付額及び交付件数の推移



(固定資産税には都市計画税を含む)

# その他

## 1 寝屋川市行政機構図

13部16室52課

平成21年2月5日現在

部	室	課・園等	主な事務	
市長 中西副市長 まち政策部、まち建設部及び水道局に属する事務並びに教育委員会の事務局の職員に補助執行させている事務  市 長 太田副市長 経営企画部、財務部、人・ふれあい部、総務部、市民生活部、環境部、保健福祉部、会計室及び議会事務局に属する事務並びに監査委員、公平委員会、農業委員会及び選挙管理委員会の事務局の職員に補助執行させている事務並びに固定資産評価審査委員会に関する事務	経営企画部	市長室	秘書、渉外、市長の資産公開及び有功者表彰等	
		企画政策室	特命事項及び重要事項の企画及び総合調整、行政評価制度、総合計画並びに行財政改革	
		情報化推進課 広報広聴課	情報化の推進及び電子計算処理組織 広報発行、広聴及び市民相談	
	財務部	財政課 管財課	予算の編成及び執行の管理 庁舎管理、電話交換及び公有財産	
		税務室	市税の賦課、固定資産の調査評価、市税等の収入調定及び市税等の証明書の発行等	
		人権文化課 男女共同参画推進センター いきいき文化センター	人権施策、人権啓発、男女共同参画施策及び人権擁護委員 男女共同参画社会の形成を総合的に推進するための拠点施設 市民からの生活相談等、市民交流促進及び人権問題の解決のための施設	
	人・ふれあい部	市民活動振興室	市民活動等の支援育成、住民自治活動の育成、市民活動センター、市民会館、コミュニティセンター、都市交流及び社会を明るくする運動の推進	
		ふれあいプラザ香里	市民に交流の場を提供する施設	
		危機管理室	危機管理、防災、消防及び防犯	
	総務部	総務課 契約課	議会、文書管理、法規、事務改善、組織、個人情報保護、情報公開、情報提供及び統計 契約事務の指導、入札、契約の締結、物品の調達及び工事検査	
		人事室	人事管理、職員研修その他人材育成、労務管理、職員の給与、公務災害等	
	市民生活部	市民室	市民課	住民基本台帳、外国人登録、印鑑登録、戸籍、住居表示、市民葬儀、公園墓地及び国民年金
			消費生活センター 市役所サービス処ぬやがわ屋	市民の消費生活の安定及び向上に寄与するための施設、計量 各種証明書の交付等及び物産の展示
			市民センター(香里、萱島、西、東)	地域相談、住民異動等に伴う諸手続、各種証明書の交付等
		産業振興室	農業及び商工業の振興、貸農園、森林、事業者育成、労働福祉、産業振興センター	
		保険事業室	国民健康保険、後期高齢者医療、特定健診、特定保健指導、老人医療及び医療費の助成	
	定額給付金室	定額給付金及び子育て応援特別手当の支給等		
	環境部	ごみ減量推進課 環境政策課 クリーン業務課 グリーン施設課 緑風園	ごみ減量推進課	廃棄物の減量推進、薬剤散布及び害虫駆除
			環境政策課	環境政策、公害防止その他環境の保全及び飼犬登録・狂犬病予防接種
			クリーン業務課	ごみの収集運搬業務(臨時ごみ、犬猫死体の処理を含む)
			グリーン施設課	焼却施設及びごみ処理施設管理
		健康増進課	し尿の収集運搬業務及び緑風園施設の管理	
	保健福祉部	福祉政策課 社会福祉課 健康増進課	福祉政策課	福祉施策の総合調整、民生委員、戦没者追悼行事、保健福祉センター
			社会福祉課	生活保護、生活つなぎ資金及び旅行病人等
		高齢介護室	健康増進課	健康管理施策、感染症、予防接種及び母子保健
			高齢者福祉センター(東、太秦)	高齢者福祉施策、介護保険及び高齢者福祉センター(中央、西)
			高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設	
	こども室	児童福祉課	児童福祉施策、次世代育成支援、保育等の実施及び児童手当等	
		市立保育所	たちばな、すみれ、さくら、なでしこ、たんぽぽ、さつき、さざんか、コスモス、ひなぎく、しらゆり、すずらん、あざみ、もくれん	
		こどもセンター	子育て支援を総合的に推進する拠点施設	
	まち政策部	都市計画室 都市再開発事業室	都市計画室	まちづくりの重要政策の総合調整、都市計画及び駅周辺整備計画
			都市再開発事業室	寝屋川市駅東地区及び香里園駅周辺地区再開発事業
		まち建設部	まちづくり指導課	建築確認、開発指導、都市景観等
			住環境整備課	過密住宅地区の住環境整備及び住宅市街地総合整備事業
			住宅整備課	市営住宅の管理及び共同浴場
	水道局	道路管理課	市有建築物及び付帯設備の設計等	
		道路建設課	市道の管理、私道の舗装及び市域境界等	
		公園緑地課	都市計画街路事業、道路等の新設等の施工等及び道路政策	
		交通対策課	公園の管理、公園等の設計施工及び緑化事業	
	下水道室	交通安全対策、めいわく駐車不法駐車自転車対策及び自転車駐車場		
	下水道使用料、下水道事業受益者負担金、排水設備等、公共下水道事業、河川等の管理、総合治水対策及び浸水対策			
	会計管理者	会計室	会計管理者の権限に属する事務及び資金計画	
	水道事業管理者	水道局	水道総務課	水道局の人事管理、予算の編成、庁舎管理等
			業務課	水道料金等の徴収等
			工務課	導水・送配水管整備、漏水防止
			浄水課	浄水処理、受水、水質検査等

		部	室	課・園等	主な事務
市議会		議会事務局			議会の会議、市政の調査及び資料の収集、人事管理
監査委員				監査事務局	監査委員が行う監査、検査及び審査
公平委員会				公平委員会事務局	措置要求、不利益処分に対する不服申立ての審査手続及び職員団体登録
農業委員会				農業委員会事務局	農地法に基づく届出、農地の利用関係の調整、所有権の移転及び転用
選挙管理委員会				選挙管理委員会事務局	選挙及び投票の管理、委員会の会議
固定資産評価審査委員会					固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定
教育委員会	教育長	学校教育部		教育総務課	教育委員会事務局の人事管理、就学援助等
				施設給食課	学校園施設の修繕及び学校給食の企画
				学務課	児童、生徒の転出入、教職員の人事、学校保健の企画、通学安全、幼稚園運営
				教育指導課	学校園教育・人権教育の計画及び指導助言、教職員の研修
				教育研修センター	教職員研修、教育に関する研究成果の普及、教育相談
				市立小学校	東、西、南、北、第五、成美、明和、池田、中央、啓明、三井、木屋、木田、神田、堀溝、田井、桜、点野、和光、国松緑丘、楠根、梅が丘、宇谷、石津
				市立中学校	第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、友呂岐、中木田
			市立幼稚園	北、中央、南、神田、木屋、堀溝、池田、明德、啓明	
		社会教育部		社会教育課	生涯学習の総合調整、社会教育施策の立案、留守家庭児童会事業の運営
				文化振興課	文化芸術振興、文化財の収集等、市民ギャラリー、池の里市民交流センター
				埋蔵文化財資料館	寝屋川市に關係する埋蔵文化財等の資料を収集、保管、展示をする施設
				スポーツ振興課	体育館等の体育・スポーツ施設、野外活動センター、体育・スポーツ事業の推進
				教育センター	児童・青少年の体育・レクリエーション及びサークル活動の推進
				中央図書館	図書館に係る企画及び運営、読書会等の開催、移動図書館、市史
				東図書館(分館)	図書館の分館に係る企画及び運営
				中央公民館	講演会、講習会、展示会等の開催
				地域教育振興室	地域・家庭における教育施策の推進、成人教育の推進、青少年の健全育成、エスポアル

## 2 税務機構及び事務分掌

### (1) 税務機構

平成20年10月1日現在

室長	担 当							計	
	課長		係長	主任	主査	書記	小計		
1 [兼課長]	市民税担当	1	(税 政)	1	1	1	3	6	23
			(個人市民税)	3	4	5	4	16	
	固定資産税担当	1	(課 税)	1	1	3	1	6	23
			(土 地)	1	3	2	2	8	
			(家 屋)	1		5	2	8	
	納 税 担 当	2 内(1)	(管 理)	1	2		1	4	20
			(徴 収)	2		3	4	9	
			(整 理)	1	2		2	5	
	計	4(1)		11	13	19	19	62	66

( )内は兼務

### (2) 事務分掌

#### 税 務 室

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税及び府民税(以下「市税等」という。)の賦課、調査及び徴収に関すること。
- (4) 固定資産の評価に関すること。
- (5) 市税等の滞納処分に関すること。
- (6) 市税等の不納欠損に関すること。
- (7) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (8) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (11) 税宛名データの管理に関すること。

### 3 税務職員の年齢及び経験年数等

#### (1) 年齢別職員数

平成20年10月1日現在

担当名	年 齢							計	平均年齢
	25才 未満	25才 } 29才	30才 } 34才	35才 } 39才	40才 } 44才	45才 } 49才	50才 以上		
市 民 税 担 当	0	5	0	5	2	3	8	23	42才11月
固 定 資 産 税 担 当	0	1	1	4	3	2	12	23	48才0月
納 税 担 当	0	1	0	4	2	3	10	20	48才8月
計	0	7	1	13	7	8	30	66	46才5月

#### (2) 税務経験年数別職員数

平成20年10月1日現在

担当名	年 数							計	平均経験 年数
	2年 未満	2年 } 3年	4年 } 5年	6年 } 7年	8年 } 9年	10年 } 14年	15年 以上		
市 民 税 担 当	6	3	3	3	1	1	6	23	7年6月
固 定 資 産 税 担 当	3	3	3	6	0	3	5	23	9年1月
納 税 担 当	6	2	1	4	1	3	3	20	8年6月
計	15	8	7	13	2	7	14	66	8年4月

#### (3) 税務職員の割合

各年度10月1日現在

区 分	年 度				
	16	17	18	19	20
市 職 員 数	1,899	1,817	1,741	1,663	1,595
市長部局職員数(A)	1,445	1,398	1,334	1,282	1,239
税務職員数(B)	79	70	67	66	66
(B)/(A)(%)	5.5%	5.0%	5.0%	5.1%	5.3%



## 4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種類	支給対象職員	支給額	摘要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の 2 / 1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の 4 / 1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

## 5 税務証明

### (1) 税務に関する各種証明書

	種 別	使 用 目 的	内 容	備 考
市民税担当	住民税決定証明 (所得証明) (課税証明)	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人用 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円
	法人所在地証明	自動車車庫証明用等	法人所在地の証明	
固定資産税担当	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	固定資産税台帳登録事項証明	自動車車庫証明用等	土地・家屋の資産証明	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は、1棟増すごとに50円加算)
	公課証明	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出用 3 税務署提出用	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	評価証明	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定用 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	
	租税特別措置法 第72条証明 第73条証明 第74条証明	登記用	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
納税担当	納税証明	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出用 6 自動車等継続検査申請用 7 その他	納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

市民課証明書交付コーナー、各市民センター及び市役所サービス処「ねやがわ屋」では、上記証明書のうち、「住民税決定証明」、「公課証明」、「評価証明」、「車庫証明用(固定資産税台帳登録事項)」、「納税証明」などを発行している。

( 2 ) 手数料収入額 ( 税務室所管分のみ )

	18年度		19年度		前年比		備考
	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (%)	収入額 (%)	
市民税担当	7,199	2,121,300	6,560	1,931,200	91.1	91.0	
課税証明	7,007	2,102,100	6,376	1,912,800	91.0	91.0	1件 300円
原付試乗標識	192	19,200	184	18,400	95.8	95.8	1件 100円
固定資産税担当	2,550	2,353,650	2,758	2,592,550	108.2	110.2	
評価証明	814	349,500	785	334,850	96.4	95.8	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は、1 棟増すごとに50 円加算)
各種台帳閲覧	240	72,000	268	80,400	111.7	111.7	
公課証明	14	5,550	47	21,900	335.7	394.6	
車庫証明	0	0	0	0	-	-	
新築証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明	1,482	1,926,600	1,658	2,155,400	111.9	111.9	
納税担当	1,086	325,800	1,242	372,600	114.4	114.4	
個人市民税納税証明	273	81,900	269	80,700	98.5	98.5	1件 300円
法人市民税納税証明	599	179,700	678	203,400	113.2	113.2	
固定資産税納税証明	207	62,100	292	87,600	141.1	141.1	
軽自動車税納税証明	7	2,100	3	900	42.9	42.9	
合計	10,835	4,800,750	10,560	4,896,350	97.5	102.0	

## 6 徴税費の年度別比較

(単位：千円、%)

区 分		17 年 度			18 年 度			19 年 度			
		決 算 額	前年比	構成比	決 算 額	前年比	構成比	決 算 額	前年比	構成比	
税収入額	市 税 (1)	27,481,018	100.9		27,539,890	100.2		29,842,772	108.4		
	個人府民税 (2)	3,855,792	101.8		4,142,974	107.4		7,616,805	183.8		
	計 (3)	31,336,810	101.0		31,682,864	101.1		37,459,577	118.2		
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	318,047	88.8	30.1	300,735	94.6	31.2	291,242	96.8	34.0
		諸 手 当	213,422	88.2	20.2	195,096	91.4	20.2	198,709	101.9	23.2
		超過勤務手当	7,678	128.9	0.7	6,379	83.1	0.7	7,888	123.7	0.9
		税務特別手当	368	74.0	0.0	286	77.7	0.0	286	100.0	0.0
		その他の手当	205,376	87.2	19.5	188,431	91.7	19.5	190,535	101.1	22.3
		その他(共済費等)	102,209	87.3	9.6	92,644	90.6	9.7	88,598	95.6	10.4
	計	633,678	88.4	59.9	588,475	92.9	61.1	578,549	98.3	67.6	
	需 用 費	旅 費	156	106.1	0.0	118	75.6	0.0	97	82.2	0.0
		そ の 他	163,449	107.6	15.5	161,557	98.8	16.8	170,865	105.8	20.0
		計	163,605	107.6	15.5	161,675	98.8	16.8	170,962	105.7	20.0
		納期前納付報奨金	116,661	102.1	11.0	57,133	49.0	5.9	10,213	17.9	1.2
		そ の 他	143,590	95.8	13.6	156,168	108.8	16.2	96,473	61.8	11.2
		合 計 (4)	1,057,534	93.3	100.0	963,451	91.1	100.0	856,197	88.9	100.0
		府 民 税 徴 収 取 扱 費 (5)	284,419	100.6		300,738	105.7		482,333	160.4	
	(4) - (5) (6)	773,115	90.9		662,713	85.7		373,864	56.4		
税収入に対する 徴税額の割合	(4) / (3)	3.4%			3.0%			2.3%			
	(6) / (1)	2.8%			2.4%			1.3%			
	税 務 職 員 数	70 人			70 人			67 人			

(各年度 課税状況調による)

# 税率の変遷

(市民税の税歴 1 / 16)

年度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納期	法人市民税税率		摘要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
24	個人	均等割 100円 給与所得 100円につき 2個 56銭 営業所得 100円につき 2個 56銭 その他所得 100円につき 5個 1円40銭 法人 所用土地賃貸価格 100円につき 120個 33円60銭 所用家屋賃貸価格 100円につき 100個 28円 配当及び利子所得 100円につき 2個 56銭						所得金額 100円につき 16個 3円84銭 資本額 100円につき 30個 7円20銭	S24.9.15 シャープ使節団 日本税制報告書 発表(シャープ勧告)		
25	25.8.1	25.6.10	所得税額	600円	18/100			10月12月 2月	1,200円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26.4.1	26.6.10	"	500円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27.4.1	27.4.30	"	500円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200円	9.7/100	
28	28.4.1	28.4.30	"	500円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200円	9.7/100	
29	29.1.1	29.3.31	"	400円	13/100	100円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される
30	30.1.1	30.3.31	"	400円	13/100	100円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200円	9.7/100	
31	31.1.1	31.3.31	"	400円	15/100	100円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200円	9.7/100	
32	32.1.1	32.3.31	"	400円	15/100	100円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200円	9.7/100	
33	33.1.1	33.3.31	"	400円	18.5 / 100	100円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200円	9.7/100	
34	34.1.1	34.3.31	"	400円	20/100	100円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200円	9.7/100	
35	35.1.1	35.3.31	"	400円	20/100	100円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36.1.1	36.3.31	"	400円	20/100	100円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により地方税(特に住民税)改正、昭和37年度より実施される。

# 市民税の税歴(2 / 16)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度	
賦課期日・申告期限		37. 1. 1.	37. 3. 20.	38. 1. 1.	38. 3. 20.	39. 1. 1.	39. 3. 20.	40. 1. 1.	40. 3. 20.
所得控除	扶養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2の額に7,500円を 加えた金額(限度額は22,500円)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は150,000円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左	
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 250万円 " 7% 400万円 " 8% 600万円 " 9% 1,000万円 " 10% 2,000万円 " 11% 3,000万円 " 12% 5,000万円 " 13%		15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4% (配偶者、15才以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が5万円を超え扶養親族のすべて が15才未満であるときそのうち1人 のみについて240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左	
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者があるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいず れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円		同 左		同 左		同 左	
	配当	市民税の所得割から配当所得の 4%		市民税の所得割から配当所得の 3%		同 左		同 左	
	除	府民税の所得割から配当所得の 1.6%		府民税の所得割から配当所得の 1.2%		同 左		同 左	
	課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。	課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。		同 左		同 左		同 左	
	摘要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が標準税率から 標準税率を制限税率に改められ た。従って標準税率に1.5/100を 乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円	

# 市民税の税歴(3 / 16)

		昭和41年度		昭和42年度				昭和43年度								
賦課期日・申告期限		41. 1. 1.	41. 3. 20.	42. 1. 1.	42. 3. 15.	賦課期日・申告期限		43. 1. 1.	43. 3. 15.							
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき40,000円を加える		同 左		所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき50,000円を加える								
	生命保険料	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは支払金額の1/2の額に7,500円を加えた金額(限度額は22,500円)		同 左			所得控除	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 60,000円 特別障害 80,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ60,000円							
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左				所得控除	生命保険料	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額(限度額は、25,000円)						
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左					所得控除	社会保険料	1年間の支払い金額の全額					
	医療費	総所得金額の5%を超える金額(限度額は150,000円)		同 左						所得控除	雑損	総所得金額の10%を超える金額				
	基礎控除	100,000円		同 左							所得控除	医療費	総所得金額の5%を超える金額(限度額は、150,000円)			
均等割	400円		同 左		所得控除	基礎控除						110,000円				
市民税	所得割	15万円以下の金額 2%		同 左		市民税	均等割					400円				
		15万円を超える金額 3%					市民税	所得割				15万円以下の金額 2%				
		40万円 " 4%						市民税	15万円を超える金額 3%							
		70万円 " 5%							市民税	40万円 " 4%						
		100万円 " 6%								市民税	70万円 " 5%					
		150万円 " 7%									市民税	100万円 " 6%				
		250万円 " 8%										市民税	150万円 " 7%			
		400万円 " 9%											市民税	250万円 " 8%		
		600万円 " 10%												市民税	400万円 " 9%	
		1,000万円 " 11%													市民税	600万円 " 10%
2,000万円 " 12%		市民税	1,000万円 " 11%													
3,000万円 " 13%			市民税	2,000万円 " 12%												
5,000万円 " 14%				市民税	3,000万円 " 13%											
府民税	均等割				100円		同 左	府民税	5,000万円 " 14%							
					所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%			同 左	均等割						100円
税額控除	障害者等					納税者が障害者であるか又はその扶養親族中に障害者があるとき障害者1人について、又納税者が老年者か、寡婦か、勤労学生のいずれかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円		同 左		税額控除	所得割					150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%
					配当	市民税の所得割から配当所得の3%  府民税の所得割から配当所得の1.2%			同 左		税額控除	配当控除				市民税の所得割から配当所得の3%  府民税の所得割から配当所得の1.2%  課税所得金額が1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記の率の1/2で控除する。
摘要	課税所得金額が1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記の率の1/2で控除する。					同 左	摘要	青色専従者控除 170,000円  白色専従者控除 110,000円								
	摘要				○配偶者控除が創設された。  青色専従者控除 100,000円  白色専従者控除 60,000円			同 左	摘要	○所得税確定申告の申告者に対しては、市民税の申告義務を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税確定申告とあわせて3月15日となった。  青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円						

# 市民税の税歴(4 / 16)

		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
賦課期日・申告期限		44. 1. 1.	44. 3. 15.	45. 1. 1.	45. 3. 16.	46. 1. 1.	46. 3. 15.	47. 1. 1.	47. 3. 15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 60,000円を加える		配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき 80,000円を加える		配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき 100,000円を加える		配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき 110,000円を加える	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 70,000円 特別障害 90,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 70,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 80,000円 特別障害 100,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ80,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 90,000円 特別障害 110,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ90,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 100,000円 特別障害 120,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ100,000円	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		同 左		1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、150,000円)		総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、300,000円)		総所得金額の 5% (10万円超のときは 10万円) 超過額 (限度 100万円)		同 左	
	基礎控除	120,000円		130,000円		140,000円		150,000円	
市 民 税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%	
	摘 要	白色専従者控除 150,000円		S45.1.1以降の土地建物等の譲 渡所得は、分離課税 長期 市 2.7% 府 1.3% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 150,000円		同 左		同 左 白色専従者控除 165,000円	



# 市民税の税歴(5 / 16)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度	
賦課期日・申告期限		48.1.1.	48.3.15.	49.1.1.	49.3.15.	50.1.1.	50.3.15.	51.1.1.	51.3.15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同 左	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 120,000円 特別障害 140,000円 納税者が老年者が寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 130,000円 特別障害 160,000円 納税者が老年者が寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 160,000円 特別障害 190,000円 納税者が老年者が寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ160,000円		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超えたときは27,500円		同 左		15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5% (10万円超のときは 10万円) 超過額(限度 100万円)		同 左		同 左		総所得金額の5%(5万円超のとき は 5万円) 超過額(限度 200万円)	
	基礎控除	160,000円		180,000円		190,000円		同 左	
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		1,200円	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		300円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2で控除する		同 左		同 左	
	摘要	S47.1.1以降の土地建物等の 譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4% 府 1.6% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 170,000円		同 左		長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% その他 市 4% 府 2% 短期 市 8% 府 4%		同 左	

# 市民税の税歴(6 / 16)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1.	52. 3. 15.	53. 1. 1.	53. 3. 15.	54. 1. 1.	54. 3. 16.	55. 1. 1.	55. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える		同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70才以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 180,000 円 特別障害 200,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 190,000 円 特別障害 210,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 210,000 円 特別障害 230,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ210,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500 円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000 円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のとき は 5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
基礎控除	基礎控除	200,000 円		同 左		210,000 円		220,000 円	
	均等割	1,200 円		同 左		同 左		1,500 円	
市民税	所得割	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 50 万円 " 4 % 80 万円 " 5 % 110 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 45 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 130 万円 " 7 % 230 万円 " 8 % 370 万円 " 9 % 570 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 % 2,900 万円 " 13 % 4,900 万円 " 14 %	
	均等割	300 円		同 左		同 左		500 円	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える 部分は上記率の1/2 で控除する		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3.0% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超える 部分は上記率の1/2 で控除する		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える 部分は上記率の1/2 で控除する	
	摘要	長期 特定市街化 市 3.4 % 区域農地等 府 1.6 % (2,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 % )  その他 市 4 % 府 2 % (2,000万円超の部分は 3/4 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 % ) ○その他 市 4 % 府 2 % (2,000万円超の部分は3/4 を 総合課税)  短期 市 8 % 府 4 %			

# 市民税の税歴(7 / 16)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1.	56. 3. 15.	57. 1. 1.	57. 3. 15.	58. 1. 1.	58. 3. 15.	59. 1. 1.	59. 3. 15.
所	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円	
得	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料 雑 損	1年間の支払い金額の全額 総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
控	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	220,000円		同 左		同 左		260,000円	
除	均等割	1,500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
市	均等割	500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
民	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		同 左		同 左		同 左	
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左	
税	均等割	500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
額	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		同 左		同 左		同 左	
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) (8,000円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左	
控	均等割	500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		同 左		同 左		同 左	
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) (8,000円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左	

# 市民税の税歴(8 / 16)

賦課期日・申告期限	昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		
	60. 1. 1.	60. 3. 15.	61. 1. 1.	61. 3. 15.	62.1.1	62.3.15.	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	同	左	同	左
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円	同	左	同	左	
	生命保険料	15,000円以下 全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円を超える部分を加算(限度 3,500円)	同	左	同	左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同	左	同	左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額	同	左	同	左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは 5万円) 超過額(限度 200万円)	同	左	同	左	
	基礎控除	260,000円	同	左	同	左	
	均等割	2,000円	同	左	同	左	
	市民税	所得割	20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	同	左	同	左
		均等割	700円	同	左	同	左
府民税		所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	同	左	同	左
		配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する	同	左	同	左
税額控除		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%	同	左	同	左
摘要							

# 市民税の税歴(9 / 16)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
賦課期日・申告期限		63. 1. 1.	63. 3. 15.	63. 1. 1.	元. 3. 15.	2. 1. 1.	2. 3. 15.
所	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同	左	配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし		同	左	○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし	
得	A 給与所得	140,000-(A+B×3.3-330,000)×28/33				300,000-{(A-350,000)×30/35}	
	B 給与所得以外	合計所得金額は 800万円以下が対象				合計所得金額は1,000万円以下が対象	
控	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 納税者が高齢者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 高齢者控除 480,000円 寡婦(夫) 240,000円 勤労学生 240,000円		普通障害 260,000円 特別障害 280,000円 高齢者控除 480,000円 特別寡婦 260,000円 寡婦(夫) 300,000円 勤労学生 260,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同	左	同	左
除	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円)超過額(限度 200万円)		同	左	同	左
市	基礎控除	280,000円		同	左	300,000円	
	均等割	2,000円		同	左	同	左
民 税	所得割	60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12%		120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%		同	左
	均等割	700円		同	左	同	左
	所得割	130万円以下の金額 2% 260万円 " 3% 260万円を超える金額 4%		500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%		同	左
	税額 控除	配当控除 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市 8% 府 4% 超短期(S62.10.1以降の譲渡) 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (S63.3.31までの譲渡で、4,000万円 超の部分は、市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市 4% 府 2% 特定支出控除(給与控除後-特定支 出額のうち給与控除後を超える金額)			

# 市民税の税歴(10/16)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1.	H3. 3. 15.	4. 1. 1.	4. 3. 16.	5. 1. 1.	5. 3. 15.	6. 1. 1.	6. 3. 15.
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同	左	同	左	同	左 (老人・特定扶養控除 390,000円)
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 310,000円 50,000円以上 100,000円未満 300,000円 100,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 310,000円 400,000円以上 450,000円未満 300,000円 450,000円以上 300,000円 - (A - 50,000)		同	左	同	左	同	左
得	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象							
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左	同	左
控	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左	同	左
除	寄付金	都道府県共同募金会に寄付を行った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左 (日本赤十字社も対象)	同	左	同	左
	社会保険料 雑損 医療費	1年間の支払い金額の全額 総所得金額の10%を超える金額 総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左	同	左
市民税	基礎控除	310,000円		同	左	同	左	同	左
	均等割	2,000円		同	左	同	左	同	左
府民税	所得割	160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 " 11%		同	左	同	左	同	左
	均等割	700円		同	左	同	左	同	左
税額控除	所得割	550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同	左
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2%		同	左	○優良住宅地等の 造成のための譲渡 市3.4% 府1.6%	○特定市街化区域 農地等の譲渡 市5.8% 府2.2%	○その他 市6% 府3%  平成6年度限り所得割の 20%(20万円限度)を減 税		

# 市民税の税歴(11 / 16)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1.	H7. 3. 15.	H8. 1. 1.	H8. 3. 15.	H9. 1. 1.	H9. 3. 17.
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	同	左	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 330,000円 50,000円以上 100,000円未満 300,000円 100,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 330,000円 400,000円以上 450,000円未満 300,000円 450,000円以上 300,000円 - (A - 50,000)		○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上330,000円-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000円-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円	同	左	同
得	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、 1,000万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左
控	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左
除	寄付金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左
	基礎控除	330,000円		同	左	同	左
市民 税	均等割	2,000円		2,500円		同 左	
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 " 11%		同	左	200万円 以下の金額 3% 200万円 を超える金額 8% 700万円 " 12%	
府 民 税	均等割	700円		1,000円		同 左	
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%		同	左	700万円 以下の金額 2% 700万円 を超える金額 3%	
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同	左	同	左
摘 要	長期	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 6% 府 3%		同	左	同	左
	短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120/100 のいずれか多い方 株式等 市 4% 府 2%	平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税		○その他 4,000万円以下 市 5.5% 府 2% 4,000万円を超える 市 6% 府 3%		○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円を超える 8,000万円 以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円を超える 市 6% 府 3%	
		平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税		平成8年度限り所得割の15% (2万円限度)を減税			

# 市民税の税歴(12 / 16)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10.1.1.	H10.3.16.	H11.1.1.	H11.3.15.
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円	330,000円 330,000円 330,000円 30,000円	同 左	
A 配偶者の合計 所得金額		納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
得	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同 左	
控	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同 左	
	寄付金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同 左	
除	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000円)		同 左	
	基礎控除	330,000円		同 左	
市 民 税	均等割	2,500円		同 左	
	所得割	200万円以下の金額	3%	200万円以下の金額	3%
		200万円を超える金額	8%	200万円を超える金額	8%
700万円 "		11%	700万円 "	10%	
府 民 税	均等割	1,000円		同 左	
	所得割	700万円以下の金額	2%	700万円以下の金額	2%
		700万円を超える金額	4%	700万円を超える金額	3%
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。		同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円を超える 市 6% 府 3% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4% 府 2% 平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税		同 左	○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止  平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税	



# 市民税の税歴(13 / 16)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
賦課期日・申告期限		H12.1.1.	H12.3.15.	H13.1.1	H13.3.15	H14.1.1	H14.3.15
所得	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同左		同左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)		同左		同左	
	A 配偶者の合計 所得金額	750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象					
控除	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 高齢者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同左		同左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同左		同左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同左		同左	
除	寄付金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同左		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左		同左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左		同左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同左		同左	
市民税	基礎控除	330,000円		同左		同左	
	均等割	2,500円		同左		同左	
府民税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		同左		同左	
	均等割	1,000円		同左		同左	
税額控除	均等割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		同左		同左	
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		同左		同左	
摘要	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左		同左	
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4% 府 2% 定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4% 府 2% 定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		同左 非課税限度額 均等割 35万円×家族数 + 加算24万円 所得割 35万円×家族数 + 加算36万円	

# 市民税の税歴(14 / 16)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15.1.1	H15.3.17	H16.1.1	H16.3.15	H17.1.1	H17.3.15
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	同左	同左	同左	同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000 - (A - 380,000) A 配偶者の合計 所得金額	330,000円 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象	同左	同左	配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止	
得	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円	同左	同左	同左	同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)		同左	同左	同左	同左
控	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同左	同左	同左	同左
	寄付金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同左	同左	同左	同左
除	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左	同左	同左	同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左	同左	同左	同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同左	同左	同左	同左
	基礎控除	330,000円		同左	同左	同左	同左
市民税	均等割	2,500円		3,000円		同左	同左
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		同左		同左	同左
	府民税	均等割 1,000円		同左		同左	同左
税額控除	均等割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		同左		同左	同左
	所得割	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左		同左	同左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれが多い方  ○株式等 市 4% 府 2% 定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) 非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数 + 加算24万円 ・所得割 35万円×家族数 + 加算36万円		○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 4% 府 2% (未公開分)  非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数 + 加算22万円 ・所得割 35万円×家族数 + 加算35万円	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (2000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分)  定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			

# 市民税の税歴(15 / 16)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1.	H18.3.15.	H19. 1. 1.	H19.3.15.
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000 - (A - 380,000)	330,000円 30,000円	同	左
得	A 配偶者の合計 所得金額	750,000円以上760,000円未満 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害者・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害者 特別寡婦	260,000円 300,000円 300,000円	同	左
控	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
除	寄付金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
市民税	基礎控除	330,000円		同	左
	均等割	3,000円		同	左
府民税	所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	3% 8% 10%	6%(一律)	
	均等割	1,000円		同	左
税額控除	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%	4%(一律)	
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税 1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税 0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税 0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
摘要	長期	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7% 府1.3% (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市3.4% 府1.6% ○短期 市6.0% 府3.0% ○株式等 市2.0% 府1.0%(上場分) 市3.4% 府1.6%(非公開分)			所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分)
	定率控除	所得割額の7.5% (20,000円限度額)		定率控除 廃止	
	非課税限度額	均等割 35万円 × (扶養親族数 + 1) + (*) 加算21万円 所得割 35万円 × (扶養親族数 + 1) + (*) 加算32万円 (*) 加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		非課税限度額 均等割 35万円 × (扶養親族数 + 1) + (*) 加算21万円 所得割 35万円 × (扶養親族数 + 1) + (*) 加算32万円 (*) 加算分は扶養親族を有する場合のみ適用	

# 市民税の税歴(16 / 16)

		平成20年度		
賦課期日・申告期限		H20.1.1.	H20.3.17.	
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除	330,000円	
		老人配偶者・老人扶養控除	380,000円	
得	配偶者特別控除	特定扶養控除	450,000円	
		同居老親等扶養控除	450,000円	
	A 配偶者の合計	同居特別障害者控除	560,000円	
		同居特別障害者老人控除	610,000円	
	所得金額	同居特別障害者特定扶養控除	680,000円	
		納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		
	障害者	普通障害者・寡婦(夫)・勤労学生	260,000円	
		寡婦(夫)	特別障害	300,000円
		勤労学生	特別寡婦	300,000円
	控	生命保険料	15,000円以下のときは全額	
15,000円超 40,000円以下			1/2 + 7,500円	
40,000円超 70,000円以下			1/4 + 17,500円	
70,000円を超えたときは35,000円				
地震保険料		個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		
		旧長期損害保険料		
		5,000円以下のときは全額		
		5,000円超 15,000円以下	1/2 + 2,500円	
寄付金		地震保険料		
		50,000円以下	1/2	
社会保険料	50,000円を超えたときは25,000円			
	両方あるときは、合計額(限度額 25,000円)			
	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は			
	総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			
雑 損	1年間の支払い金額の全額			
	総所得金額の10%を超える金額			
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		
	基礎控除	330,000円		
市民税	均等割	3,000円		
	所得割	6%(一律)		
府民税	均等割	1,000円		
	所得割	4%(一律)		
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額		
摘 要	税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度市・府民税の減額措置			
	長期			
	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%)			
	○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%)			
	○その他 市3.0% 府2.0%			
	○短期 市5.4% 府3.6%			
	○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分)			
	非課税限度額			
	・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円			
	・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円			
	(*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			

## 諸税の税歴(1/7)

	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人税割	9.7/100	同 左	同 左	同 左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業 年度から適用)
法人均等割	1,200円	1,800円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円
市たばこ消費税	11/100	12/100	13.4/100	15/100	同 左
固定資産税	1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税・ガス税	10/100	9/100	8/100	7/100	同 左
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	同 左	同 左

## 諸税の税歴(2/7)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人税	法人税割	10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10.7 / 100	同 左	9.1 / 100	14.5 / 100 (5月1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ消費税	18.1 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 8万 家屋 5万 償却資産30万	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万 家屋 8万 償却資産 100万	
電気税・ガス税	7 / 100	同 左	同 左	6 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	
特別土地保有税	——	——	——	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左	
都市計画税	0.2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	

# 諸税の税歴(3 / 7)

	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人税割	14.5 / 100	同 左	同 左	同 左
法人税	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円
市民税	法人均等割			
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円  軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円  2輪の小型自動車 2,500円  小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円  軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 5,900円  2輪の小型自動車 3,300円  小型特殊自動車 農業作業用 1,300円 その他 3,900円	同 左	同 左
市たばこ消費税	18.1 / 100	同 左	同 左	同 左
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万 家屋 8万 償却資産 100万	同 左	同 左	同 左
電気税	5 / 100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左
ガス税	3 / 100 (1月1日から5月31日分までは4/100を適用)	3 / 100 (昭和52年1月1日以降の検針分より2/100を適用)	2 / 100	同 左
特別土地保有税	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0.2 / 100	同 左	同 左	0.3 / 100

諸税の税歴(4 / 7)

	昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人税割	14.5 / 100	14.7 / 100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
法人税	<p>○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円</p> <p>○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円</p> <p>○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円</p> <p>○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円</p> <p>○資本金1千万円超1億円以下 40,000円</p> <p>○その他 13,000円</p>	同 左	<p>○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円</p> <p>○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円</p> <p>○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円</p> <p>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円</p> <p>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円</p> <p>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円</p> <p>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円</p> <p>○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円</p> <p>○その他 27,000円</p>	<p>○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円</p> <p>○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円</p> <p>○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円</p> <p>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円</p> <p>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円</p> <p>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円</p> <p>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円</p> <p>○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円</p> <p>○その他 48,000円</p>	同 左
軽自動車税	<p>原動機付自転車 50cc以下 700円 90 " 1,100円 125 " 1,450円</p> <p>軽自動車 2輪のもの 2,200円 3輪のもの 2,850円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,650円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 6,500円</p> <p>2輪の小型自動車 3,650円</p> <p>小型特殊自動車 農業作業用 1,450円 その他 4,300円</p>	同 左	同 左	<p>原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円</p> <p>軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円</p> <p>2輪の小型自動車 4,000円</p> <p>小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円</p>	ミニカー 2,500円 同 左
市たばこ消費税	18.1 / 100	同 左	同 左	同 左	従価割 14.3 / 100 従量割 1000本につき 350円
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万 家屋 8万 償却資産 100万	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	5 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0.3 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左



諸税の税歴(5 / 7)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人税割	法人税割	14.7 / 100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	同 左	
市たばこ消費税 (平成元年度より 市たばこ税)	従価割 14.3 / 100 従量割 1,000本につき 350円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63 年3月31日までの間、従量割の税率は 1,000本につき 640円	1,000本につき1,997円 ただし、旧三級品の紙巻 たばこは、1,000本につき948円	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万 家屋 8万 償却資産 100万	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万 家屋 20万 償却資産 150万	同 左	
電気税	5 / 100	廃 止	—	—	
ガス税	2 / 100	廃 止	—	—	
特別土地保有税	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左	同 左	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100 遊休土地分 1.4 / 100	
都市計画税	0.3 / 100	同 左	同 左	同 左	

# 諸税の税歴(6/7)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度
法人税割		14.7 / 100	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 そ の 他 4,700円	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000本につき1,997円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき948円	1,000本につき2,434円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,155円	1,000本につき2,668円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,266円	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万 家屋 20万 償却資産 150万	同 左	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	
都市計画税	0.3 / 100	同 左	同 左	

## 諸税の税歴(7/7)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～20年度
法人税割	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 そ の 他 4,700円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000本につき2,668円 (7月1日から2,977円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき1,266円 (7月1日から1,412円)	1,000本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき1,412円	同 左	1,000本につき2,977円 (7月1日から3,298円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき1,266円 (7月1日から1,564円)	1,000本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき1,564円	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万 家屋 20万 償却資産 150万	同 左	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度より課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
入湯税	—	—	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	